

■ 基本計画(国分寺づくり編)

...

まちのデザイン

■ まちのデザイン

「児童福祉」	36
「高齢者・障害者・生活福祉」	48
「健康・医療体制」	63

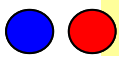
まちのデザイン		
6 - 2	だれもがいきいきと暮らし、安心して子育て子育てができるなど、 市民の健康と福祉を守るまち	
計画分野	3 - 1	児童福祉
基本目標	安心して子育て子育てができる環境を充実します。	
重点目標 4 - 1	地域が子育てする力を再構築します。	
個別目標	地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。 子育て中の親の仲間づくりを支援します。	
重点目標 4 - 2	子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。	
個別目標	手当助成事業等による、子育て支援を充実します。 保育・療育サービスを充実します。 男性の育児参加等、男女がともに子育てをする社会風土をつくりま	
重点目標 4 - 3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。	
個別目標	子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。 地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。 情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。	
重点目標 4 - 4	子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。	
個別目標	子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。 虐待を防止し、子どもの権利を擁護します。 支援を必要とする児童への施策を充実します。	
計画分野	3 - 2	高齢者・障害者・生活福祉
基本目標	共にいきいきと暮らし、彩りある生活を創り出します。	
重点目標 5 - 1	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。	
個別目標	だれもが安心して暮らせる環境づくり・地域ケアシステムを構築します。 市民一人ひとりが福祉の意識を高め、地域福祉の推進につなげます。 介護保険施設サービス・地域密着型サービスの基盤整備を進めます。 移動制約者が、利用しやすい交通手段の確保を進めます。	
重点目標 5 - 2	既存施設の有効活用等による高齢者・障害者福祉サービス基盤を整備します。	
個別目標	地域包括支援センターを高齢者等の福祉の中核施設として位置づけます。 既存の施設を活用し、地域の身近な場所にリハビリなどを行うためのサービス基盤の整備を図ります。	
重点目標 5 - 3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。	
個別目標	障害の程度に応じた、利用者の意向を尊重したサービスの提供を行います。 障害者等の自立にとって不可欠な就労について、関係する団体等と協力し、具体的な支援を行います。 障害者等が地域で生活するために必要な地域事業を実施します。 グループホームなど、自立に必要な基盤の整備を行います。	
重点目標 5 - 4	地域で自立した生活を営むための自立支援策を展開します。	
個別目標	生活保護受給者等への自立支援を行います。 母子家庭の自立支援を行います。	
重点目標 5 - 5	地域での課題を地域の力で解決していく地域福祉活動の活性化を図ります。	
個別目標	ボランティア活動、市民活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。 福祉団体等の活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。	
計画分野	3 - 3	健康・医療体制
基本目標	健やかで安心して暮らせるまちをつくりま	
重点目標 2 - 1	生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。	
個別目標	子どもと親の健康を確保・増進します。 健康づくり・健康増進につながる計画的な保健事業を実施しつつ、医療との連携を図ります。 保健所及び関係機関との連携を図り、心の健康づくりのための相談機能の充実や予防対策事業の推進に努めます。 感染症（新型インフルエンザ、麻しん風しんなど）に関する正しい知識の普及・啓発のための情報提供を行い、適切な予防対策の推進を図ります。 市民参加型の健康づくり・健康増進を図る教室を充実させるとともに、今後も自主グループの支援に努めていきます。	
重点目標 2 - 2	だれもが安心する医療体制づくりに努めます。	
個別目標	医療制度改革に対応する支援策を検討します。 小児初期救急平日夜間診療体制の整備を図ります。 保健・医療の連携の強化を図ります。	

3-1 児童福祉

安心して子育て子育てができる環境を充実します。

基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
4-1 地域が子育てする力を再構築します。 説 明 各種の相談活動や交流の場づくりをきっかけとして、地域における子育て支援ネットワークづくりを進めます。	地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。 子育て中の親の仲間づくりを支援します。
4-2 子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。 説 明 医療費助成制度などの経済的支援や、公・民の役割分担による保育・療育のサービスを充実させます。また、父親の育児参加をすすめ、男性が家事・育児に係われるよう支援します。	手当助成事業等による、子育て支援を充実します。 保育・療育サービスを充実します。 男性の育児参加等、男女がともに子育てをする社会風土をつくります。
4-3 子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。 説 明 子どもたちが安全に過ごすことができ、遊びたい、学びたいと子ども自身が思える地域環境づくりを進めます。	子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。 地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。 情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。
4-4 子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。 説 明 子ども自身が発言する機会の設定や、子どもの権利についての意識啓発をします。児童虐待の予防・防止の視点から、対策の充実を図ります。	子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。 虐待を防止し、子どもの権利を擁護します。 支援を必要とする児童への施策を充実します。
	



3-1 児童福祉

重点目標	4-1	地域が子育てする力を再構築します。
子ども福祉部		

個別目標	地域子育てネットワークを構築し、情報の共有と相談体制の充実を図ります。
------	-------------------------------------

目標設定の背景・理由

核家族化が進行し、地域での人の繋がりが希薄になる中で、子育てをする親は社会の中で孤立する状況があります。子育ての知識があまりないまま、24時間子どもと向き合うだけの生活は大変厳しいもので、児童虐待につながることも考えられます。子育て中の親に的確な情報を発信し、子育てに関して気軽に、相談や交流することが大切です。保育園での園庭開放事業や、市や市民活動団体と協働しながら実施している親子ひろば事業・野外事業など、地域での子育て支援は進められています。関係する各機関や地域で子育て支援の活動をする団体・市民と連携し、子育て・子育てのためのネットワークを拡充することが望まれています。

個別目標が達成された状態

育児の不安感、孤立感が解消されている。

地域の子育て支援ネットワークが充実している。

地域の子育て支援の拠点ができている。

子育て情報が手に入りやすく、利用しやすくなっている。

施策の方向

市直営の学童保育所内・児童館内でのひろば事業や、市民協働等による事業を継続し、開催日数・相談体制等の実施内容の充実を図る。

子育て支援を目的とする、マップ・ガイドブック・ホームページ等の作成については、利用者の意向を把握し、使いやすい子育て情報の提供をする。特に市ホームページについては、必要な情報を随時、正確に提供できる体制を整備し、希望者に配信できるようしくみを検討する。

ファミリー・サポート・センター事業は、地域での子育ての相互支援事業として、定着を図る。

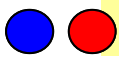
今後市民・活動団体等との協働で、国分寺駅前親子サロン・子ども家庭支援センター事業親子スペース事業とともに拠点的作用を果たす親子ひろばの増設を検討する。また、児童館の乳幼児子育て支援事業についても再構築し、子育て環境を整備する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
子育て中の保護者	市民活動団体・コミュニティ	健康・医療体制
子育て支援者	教育・学習	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
(新)ネットワークの強化のための協議の場の年間開催数	回	—	—	2	現在円卓会議に参加している機関等に加え、保育所など子育て支援に取り組む機関が一堂に会する場を新たに設ける。
拠点親子ひろばの施設数	施設	2	2	3	拠点的作用を持つ親子ひろばを新たに西国分寺駅を中心とした地域に設置する。これにより親子ひろば事業全体のレベルアップを図る。
保育園で取り組む、地域で子育て支援施設の設置数	施設		新	3	ひかり保育園本園舎開設に併せ、基幹保育所として、地域交流・子育て支援のためのスペースを設置する。
子育て情報の提供(更新日数)	更新日数		新	(必要に応じて)毎日	市ホームページなどの基礎情報に加え、新しい子育て情報を随時発信することの具体化に向け取り組む。



3-1 児童福祉

重点目標	4-1
子ども福祉部	地域が子育てする力を再構築します。

個別目標	子育て中の親の仲間づくりを支援します
-------------	--------------------

目標設定の背景・理由
核家族化が進行する中で、子育てをする保護者は社会の中で孤立する状況があります。子育ての知識があまりないまま、24時間子どもと向き合うだけの生活は大変厳しいもので、児童虐待につながる場合も見られます。子育て中の保護者が仲間づくりをすることは、孤独感、孤立感から解放されるだけでなく、子育てをサポートし合い、情報網を更に広げることができ、育児が楽しいものに思えることにつながります。保育園での園庭開放等の事業実施や、市民活動団体等と協働で実施している親子ひろば事業など、地域での子育て支援は進められています。更に、連携して、子育て中の親の出会いを作り、仲間づくりを応援していく必要があります。

個別目標が達成された状態
育児の不安感、孤立感が解消されている。
地域で支え合う仲間ができています。
子育て情報が発信・収集できている。
異世代の交流、理解、支え合いの循環ができています。

施策の方向
親子ひろば事業の開催日・相談体制など、内容の充実を図り、子育て中の親の出会いの場を多くし、仲間作りを支援する。
子育て支援を目的とする、マップ・ガイドブック・ホームページ等で、子育て中の親の集まる場所の情報を発信する。また、基礎情報に加え、新しい子育て情報を発信するしくみを検討し、希望者に情報を提供する。
子ども家庭支援センター事業・ファミリーサポートセンター事業・児童館事業を通じて仲間づくりを応援する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
子育て中の保護者	市民活動団体・コミュニティ	健康・医療体制
子育て支援者	教育・学習	

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
常設の親子ひろばの開設数	事業	7	10	10	市の中央区に、いつでも行ける常設の親子ひろば事業の設置を検討する。これにより、全市的な親子ひろば事業での子育て支援を拡充する。
子育て情報の提供（更新日数）	更新日数	—	—	(必要に応じて)毎日	ホームページなどの基礎情報に加え、新しい子育て情報を随時発信することの具体化に向け取り組む。

3-1 児童福祉

重点目標	4-2	子育ての制度・施設を整備し，社会的支援を拡充します。
子ども福祉部		
個別目標		手当助成事業等による，子育て支援を充実します。

目標設定の背景・理由
乳幼児医療費助成制度は、都の補助対象に加え、市独自に、所得制限を撤廃し、全就学児を対象に医療費無料化を実施しています。また、義務教育医療費助成制度については、通院にかかる一部負担金を除いて、所得制限の範囲内で無料化が実施されています。この間、国及び都による手当助成の制度が年々改正され、新たに、児童扶養手当については、母子家庭にとどまらず、父子家庭も対象となっています。また、児童手当から子ども手当への制度改正がありましたが、さらなる、制度改正があり、これらを適正に実施することが当面の課題となっています。子どもを安心して産み、育てることができる経済的支援策の充実を目指して、助成に努めています。

個別目標が達成された状態
子育て家庭の経済的負担が軽減されている。
ひとり親家庭の支援が充実している。
義務教育就学期にある児童の医療費の自己負担額が軽減されている。

施策の方向
ひとり親家庭への経済的支援や就学援助を継続する。
義務教育就学児の治療に要する医療費の一部を助成し、自己負担を軽減する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
乳幼児医療費助成制度の充実 (事業実施状況)	—	3歳未満	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで	継続	市の財政状況にも配慮しながら、現行事業を継続する。
義務教育就学児医療費助成 (事業実施状況)	—	—	15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	継続	現事業内容で継続する。

3-1 児童福祉

重点目標 4-2

子ども福祉部

子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。

個別目標

保育・療育サービスを充実します。

目標設定の背景・理由

保育所は、全園で耐震診断をし、補強が必要な施設には耐震補強工事及び老朽化した園舎には、耐震補強工事と併せ大規模改修工事を実施しました。また、緊急性が高く、補強工事の困難なひかり保育園は、仮園舎に移転し、今後本園舎の開園に向け、設計、建設を行います。保育所の待機児童数は、平成20年度～23年度まで民設民営保育所を設置、分園化の結果、減少傾向となりました。今後も、「保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画」に基づき、待機児童の解消とともに民間保育所との連携を強化し、国分寺市全体の保育の質の維持・向上を図る仕組みを具体化していく必要があります。

学童保育所・児童館などの施設は、耐震化工事は終了したものの、老朽化が問題となる施設が残っています。また、利用児童の増加による狭隘状況を解消することが大きな課題となっています。更に、児童館を含む学童保育所において、時間の延長等の要望が高く、今後計画的に、指定管理者制度を導入し、サービスの拡大を行う必要があります。

個別目標が達成された状態

保育所待機児童が解消されている。	公・民保育施設の連携、役割分担ができています。
施設の狭隘状況や老朽化が改善されている。	地域での子育てのネットワークが強化されている。
施設の耐震強度が保障され、安全の確保されている。	

施策の方向

保育園や児童館・学童保育所はそれぞれの計画に基づき施設整備等を進める。これにより、待機児の解消、サービスの拡充を図る。

保育園や児童館・学童保育所の運営については、計画的に民営化を行う。保育園の民営化にあたっては、該当する園の保護者へ、ていねいな説明会を行う。また、実施予定前に3カ年程度の期間を設け、保護者参加による民営化ガイドラインを策定し、十分な保育の引継ぎを行うなど、ていねいに実施する。学童保育所の指定管理者の選定にあたっては、保護者からの要望を受けた仕様書を策定し、市の方針に基づき事業者選定を行う。指定管理移行後もモニタリング等による評価を行い、必要な改善を図る。指定管理者が運営困難になるような場合は、市が責任をもった対応を行う。

子ども家庭支援センター及びこどもの発達センターつくしんぼの相談事業の充実を図る。

子ども施策の進捗状況を明らかにし、総合的な推進を図るため、子育て・子育てに関する付属機関を設置する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野
児童及び保護者	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
認可保育所施設整備数	施設	—	—	3	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画の実施。ひかり保育園の新園舎建設及び日吉保育園の民営化に伴い、現園舎についても必要な対応を行う。
学童保育所の改築事業等の実施施設数	施設	0	2	5	学校との連携を図りながら教育施設の活用も視野に入れ、建て替えを含む整備を行う。＜本多・日吉・西恋＞
児童館大規模改修事業の実施施設数	施設	0	0	1	本多児童館・学童保育所は建て替えを含む整備を行う。
指定管理者制度の導入施設数	施設	0	3	17	『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画』に基づき、基幹施設を除く全施設を、指定管理者へ移行する。
待機児童数(新定義)	人	98	74	0	民設民営保育所整備を進め、待機児童の解消を目指す。
民営化保育所数	施設	—	1	3	保育サービスの整備・運営及び提供体制に関する全体計画に基づき、民営化を行う。
基幹施設の整備数	施設	—	0	保育所3 児童館・学童2	基幹となる保育所等の機能や条件を整え、市全体の保育施設の連携を強化し、サービスの拡大を図る。
子育て・子育てに関する付属機関の設置	設置	—	—	1	子育て・子育て施策を総合的に推進するため、新たに付属機関を設置する。

用語解説

待機児童		保育所に入ることを申込み、要件を満たしているものの保育所の不足により入所待ちをしている児童。
------	------	--

3-1 児童福祉

重点目標	4-2
子ども福祉部	子育ての制度・施設を整備し、社会的支援を拡充します。

個別目標	男性の育児参加等、男女がともに子育てをする社会風土をつくりま す。
-------------	--------------------------------------

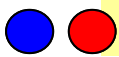
目標設定の背景・理由
男女平等の意識は進んだと言われていますが、男性の育児休業取得率の低さを見ても、社会状況はまだまだ性別役割分業が固定的であり、主に、女性が家事・育児を担っているのが現状です。そのようなことから、晩婚化や未婚化が進み、少子化の大きな要因となっています。男性が育児・家事に積極的に参加し、ともに子育てや家庭づくりをするため、男性自身だけでなく、企業等社会全体が男性の働き方の見直しをしていく必要があります。 また、乳幼児のころから、性別意識にとらわれず個性を伸ばせるように育てられ、家族みんなで家庭生活をつくる意識を持つ必要があります。これらを改善するため、父親参加型の事業を実施していますが、全体で見ると、まだまだ進んでいない状況があります。

個別目標が達成された状態
母親・父親ともに子育てを行っている。
父親グループが育成されている。
子どもたちの様々な可能性を発揮できるチャンスがある。

施策の方向
子ども家庭支援センター、こどもの発達センターつくしんぼ、児童館、保育園などでの父親参加型事業や参加できる雰囲気づくり、時間帯の工夫などを行い、拡充を図る。
児童に関わる職員の男女平等研修を機会あるごとに実施する。
事業等の中で、父親グループの育成を行う。
父親たちの活動への支援を拡大する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
児童とその保護者	人権・男女平等	
子ども施策に関わる職員		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
土曜日の親子ひろば事業数	事業	0	3	9	常設の駅サロン・親子スペースのほか、スポーツセンター内親子ひろば、児童館内でのひろばの事業の、土曜日の利用を図り、父親参加を促進する。
父親参加の事業実施状況	実施状況	実施	継続	充実	今後も、機会あるごとに実施し、参加の増、啓発を行っていく。
父親グループへの活動を支援する児童館数	館	—	6	6	今後も、事業展開の中で、交流がはかれるような支援を進める。



3-1 児童福祉

重点目標	4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
子ども福祉部		

個別目標

子どもの成長に適した居場所づくりを推進します。

目標設定の背景・理由

子どもたちは、遊びを通じて健全な社会性を身につけ、成長していくことができます。子どもの成長に応じた適切な居場所、遊び場所を提供することは、健全な地域社会をつくる基礎となります。現在市内には、児童が集まり、居心地よく、安全に遊べる場所が不足しており、青少年が集うことのできる場所・制度も不足しています。児童館の時間延長や、小学生の放課後の居場所として学校施設を活用しての放課後子どもプランと学童保育所との事業連携による居場所の拡充等具体的な方策が求められています。

個別目標が達成された状態

児童・青少年に居心地の良い集う場所が提供されている。

安全な遊び場所が確保されている。

施策の方向

移動児童館等野外事業や児童館開館時間の延長、日曜日の開館の検討など児童館事業の拡充を図る。

計画策定時などに、子どもの実態を把握するための実態調査等の作成を行う。子ども向けホームページについて、子どもの視点も入れ、検討する。

児童、青少年が集まり、居心地よく、安全で遊べる場(子どもの居場所)について、共通理解のもと、関係課の連携を図り、拡充する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	教育・学習	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
移動児童館等野外事業実施数 (乳幼児対象・18歳未満対象)	実施数	2	4	5	教育委員会の所管事業である放課後プランや関連課と調整・連携しながら、校庭・公園等を活用した野外活動を全小学校区で充実できるよう検討する。
開館時間を延長した児童館数	館	0	1	6	指定管理者への移行に伴い、開館時間を午前10時～午後6時から～午後7時へ延長する。
実態調査の実施回数	回	1	1	1	5年間に1度の、計画策定時などに、聴き取り調査など子どもの実態調査を行い、子ども達の状況を把握し、施策に反映する。

● ● 3-1 児童福祉 ● ● ● ● ●

重点目標	4-3	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。
子ども福祉部		

個別目標	●	地域における子どもの体験・交流・遊びをサポートします。
-------------	---	-----------------------------

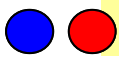
目標設定の背景・理由
自然体験，乳幼児と触れ合う体験，祖父母世代との交流など，社会の一員として子どもが育っていく過程で，必要な体験や交流が不足しています。創造性を発揮する遊びや仲間づくりのできる遊び，文化を継承していく体験する場の提供など環境整備を進め，子どもの成長及び発達を支援する必要があります。

個別目標が達成された状態
体験による，他への慈愛の育成や，環境への関心，自立への手助けなどができている。
遊びや交流を通じて，子育てに関心を持つ次世代の親としての育成ができている。

施策の方向
児童館での野外活動や3世代交流事業の充実を図る。
保育園，児童館，親子ひろば，子ども家庭支援センターなどでの，乳幼児と触れ合う機会を提供する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	教育・学習	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
6 児童館での3世代交流事業 年間実施数	件	6	14	18	各館で，事業の中に交流事業の位置づけを明確に行い，実施する。
6 児童館での乳幼児触れ合い 事業年間実施数	件	0	0	6	『ふれあい事業』として 企画・立案・実施していく。
野外活動事業（乳幼児向け， 18歳未満向け）の事業実施数	事業	5	7	7	事業の充実を目指し，事業実施を行っていく。



3-1 児童福祉

重点目標	4-3
子ども福祉部	子どもが心豊かに育つための環境整備を進めます。

個別目標	情報配信システムの活用や、放射能測定等により、子どもが安心して成長するための、環境整備を推進します。
-------------	--

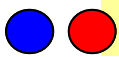
目標設定の背景・理由
近年子どもを対象とした事件が多発しており、不審者情報も多く保護者・児童が不安を感じています。子どもが安全に育つためには防犯だけでなく、道路交通環境や防災等の課題を解決し安全なまちづくりを進めなければなりません。また、東日本大震災で原子力発電所が被災し、その結果、放射能汚染が子どもたちの食の安全に影響を落としています。保育園の給食食材などの放射性物質の測定は継続して実施していくことが必要です。

個別目標が達成された状態
市民や市関係機関が情報を早急に共有でき、地域全体での子どもの見守り体制ができている。
防犯・道路交通環境などの生活環境が良くなり、子どもたちが安心して遊べる。
防災体制が完備し、子どもの安全が図られている。

施策の方向
児童館・学童保育所で児童館児童の保護者を含め、「安心・安全メール」に登録し、情報が入手できるよう制度の普及を図る。
市民と、関係部署による地域の中で子どもを守るため、「地域のひろば」などの中で取り組みを行いネットワークの拡充を図る。
防犯・防災訓練を確実に実施し、体制の整備を行う。災害時の保護者への情報提供方法について確立する必要がある。
保育園等の給食食材の安全性を確保するため、市独自の放射性物質の測定を実施し、ホームページ等で速やかに公表する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	防犯・危機管理	
職員	高齢者・障害者・生活福祉	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
学童保育所の安心メールと緊急連絡のための学童保育所保護者の登録啓発回数	回/年	0	1/年	3/年	説明会・保護者会等での普及を図っていく。
各児童館・学童保育所での防災・防犯等訓練の年間実施回数	回	全館で20回	全館で20	各館6回(隔月)	児童館・学童保育所各館で隔月に不審者・地震・火災等に関する訓練を行う。
市民見守りネットワークの充実に向けた『地域のひろば』開設数(小学校区)	小学校区	—	10	10	地域での児童の見守りを行うため、地域のひろばなどの活動の中で、具体化を図る。
災害情報の提供のための施設の登録率	%	—	—	100	災害時に、子ども関連施設の保護者に、児童の安否および情報の提供ができるようインターネットを通じ、施設ごとに、一斉配信するシステムを構築する。
保育園給食食材の安全確保のための放射性物質の検査実施施設数	施設	—	—	19	要に応じ、定期的に給食食材等の検査を実施する。給食を提供する認可保育所すべての施設で実施することを目指す。



3-1 児童福祉

重点目標

4-4

子ども福祉部

子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。

個別目標

子どもの意見表明や社会への参加・参画を推進します。

目標設定の背景・理由

「子どもの権利条約」に基づく、子どもの権利についての普及が遅れています。子どもの視点に立った施策を実現するため、子どもの発言の機会、参画の機会を増やす必要があります。また、情報の量・質が多様化し、さまざまな情報が氾濫する中で、子どもの成長過程にあった適切な情報を提供をする必要があります。今後子ども自身、子どもを取り巻く大人たちが、本来子どもが、持って産まれている「子どもの権利」を理解し、保障することに努めていく必要があります。また、子ども同士が、お互いの権利を理解することで、いじめをなくしたり、子育て中の親への支援を充実することにより、虐待・体罰などの大人による子どもの権利侵害を防ぐ必要があります。

個別目標が達成された状態

子どもの権利について意識啓発ができ、子どもの権利が保障されている。

子ども自身が社会参画できるような場の提供がなされ、子ども自身の発動により、社会へ参加・参画している。

子どもに適切な情報が提供されている。

施策の方向

「市子どもの権利条例」を早期に制定し制定後相談機能の充実と、啓発事業を実施する。

様々な施策に子どもの参画の機会を設け、発言の場を設定する。

社会福祉協議会や学校との連携により、ボランティア等の受け入れを充実する。

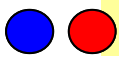
子ども向けホームページを開設するため、セキュリティに配慮し、具体化の方法を含め検討していく。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・青少年	人権・男女平等	教育・学習

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
「子どもの権利条例」の制定	—	—	—	制定	制定作業を終了させる。制定後の事業を実施していく。
子どもの参画の場・発言の場に関する事業を実施する児童館数	館	年間延べ12	年間延べ12	各館6回(隔月)	従来から実施している「集い」だけではなく、各児童館での、個別の企画運営についての参加の場を増やす。
児童館でのボランティアの年間受け入れ人数	人	68	55	90	各児童館のボランティアの受け入れについて、夏休みだけではなく、日常の運営についても検討し、増加を図っていく。
子ども自身の情報紙等の作成取組施設数	館	0	0	6	児童館などで、子ども自身が情報発信できるような方策を検討し、実施する。その後HP開設に向け、セキュリティに配慮し、検討する。



3-1 児童福祉

重点目標 4-4

子ども福祉部
福祉保健部

子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。

個別目標

虐待を防止し、子どもの権利を擁護します

目標設定の背景・理由

児童虐待予防の中核を担う子ども家庭支援センターは、「国分寺市児童虐待防止マニュアル」を策定し、これにより、虐待に対応する関係機関それぞれの役割を明確にし、要保護児童対策地域協議会を中心とする体制を整備してきました。また、親子ひろば事業やプレイステーションなどの子育て・子育て支援事業での相談や交流の中で、虐待の予防が図られています。今後さらに、地域の方々や、関係機関同士の繋がりを深め、虐待予防に取り組んでいく必要があります。子ども家庭支援センターは、総合相談窓口としてより市民に親しまれる機関となるとともに、育児支援業務を実効性のある事業として継続実施していくことが大切です。

個別目標が達成された状態

児童虐待が予防され、健全な児童育成ができています。
一時的、継続的に児童の養育が可能となるシステムがある。
家庭的養護を必要とする児童への必要なサービス提供を行っている。
非行の予防ができ、非行児童についての支援をしている。
いじめに有効に対応できる体制がある。

施策の方向

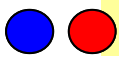
子ども家庭支援センターを中心とし、子どもの視点に立った支援を行うため関係機関のネットワークや地域における連携を充実させる。
児童相談所との連携の中で見守りサポート事業を行っていき、虐待予防により資するため定例的に協議会を実施するとともに、乳幼児全戸訪問・育児支援ヘルパー事業など虐待予防施策を充実して児童虐待を防止していく。
児童を一時的に保護するショートステイ事業を、必要な時にいつでも使える事業として継続実施する。また、児童相談所とともに養育家庭制度の啓発に努め、子どもの成育の場を確保する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
支援の必要な児童	健康・医療体制	教育・学習
育児支援の必要な保護者		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
関係機関と必要な連携等のための要保護地域対策協議会・実務者会議の開催回数	回	1	4	4	要保護地域対策協議会・実務者会議などの場を活用し、機関・子ども家庭支援センターそれぞれの役割・連携について、検証・協議する。
児童相談所との協議会年実施回数	回	0	6	6	児童相談所と連携をとり、それぞれの役割分担を明確にし、進行管理を行う。これにより虐待予防に資する。
児童・生徒への子ども専用電話の啓発回数(小学校・中学校への啓発回数)	回	0	0	15	児童生徒に対し、子ども専用電話・チャイルドラインの啓発に努め、周知を図る。従来のカード配布とともに、子どもたちに直接アピールするため、学校の朝礼などの時間を活用させてもらい、全校への啓発活動を行う。



3-1 児童福祉

重点目標 4-4

子ども福祉部
福祉保健部

子どもの権利を擁護し、生きる力を育てます。

個別目標

支援を必要とする児童への施策を充実します。

目標設定の背景・理由

障害を持つ児童の保育所や学童保育所、親子ひろばへの受け入れは拡大しています。支援を必要とする保護者や児童にとって、気軽に相談ができる体制を整備することはとても重要です。子ども家庭支援センターは総合的な相談の窓口となっています。このうち、特に発達に課題があり、支援の必要な児童については、こどもの発達センターつくしんぼで、専門的な相談や通園教室での療育指導、保育所への訪問支援、就学時の学校への引継ぎシートによる保護者への支援などを行っています。こどもの発達センターつくしんぼは、今後の取り組むべき業務や運営方法の検討、施設の有効活用等が検討課題となっています。また、保育所や学童保育所等への訪問支援の拡充が必要とされています。

個別目標が達成された状態

障害児が自立に向けて育成されている。

障害児を抱えた家庭の支援が充実している。

施策の方向

子どもの健康診査・健康相談事業により障害の早期発見を図る。

関係機関のネットワークの充実と相談受け入れの拡充を図る。

障害児童を養育する家庭への支援の充実を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
発達に課題のある児童	児童福祉	
課題をもつ児童の保護者	健康・医療体制	教育・学習

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
健診・相談事業時の障害のある児童の早期発見	—	実施	継続	充実	早期発見から、相談や支援に結びつくケースは推計できないため。今後も早期発見に努める。
こどもの発達センターつくしんぼの年間新規相談件数	件数	71	77	86	こどもの発達センターつくしんぼの相談事業の充実を図る
中学生障害児の学童保育所での受け入れ施設数	施設数	0	1	4	課題となっている中学生障害児の学童保育所の対応は学童保育所併設児童館4施設での受け入れを図る
訪問支援件数	支援数	42	74	86	訪問支援の必要があり、つくしんぼに要請のある市内(及び市内在住の児童が通園している近接市)の全保育施設、幼稚園に対応することを目指すとともに、市内の学童保育所支援を検討する。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

共にいきいきと暮らし、彩りある生活を創り出します。

基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
5-1 在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。 説明 地域で暮らし続けるための条件づくりを念頭に、サービス展開やシステムの構築を図ります。	だれもが安心して暮らせる環境づくり・地域ケアシステムを構築します。 市民一人ひとりが福祉の意識を高め、地域福祉の推進につなげます。 介護保険施設サービス・地域密着型サービスの基盤整備を進めます。 移動制約者が、利用しやすい交通手段の確保を進めます。
5-2 既存施設の有効活用等による高齢者・障害者福祉サービス基盤を整備します。 説明 高齢者や障害者にとって、基幹となる施設とともに地域の身近な場所で、日常的な相談や機能訓練などの場が必要なため、既存施設を活用し整備します。	地域包括支援センターを高齢者等の福祉の中核施設として位置づけます。 既存の施設を活用し、地域の身近な場所にリハビリなどを行うためのサービス基盤の整備を図ります。
5-3 障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。 説明 障害者が地域で生活するために必要な、ホームヘルプサービスなどとともに、就労支援や移動支援など総合的なサービスとそれに必要な基盤整備を行います。	障害の程度に応じた、利用者の意向を尊重したサービスの提供を行います。 障害者等の自立にとって不可欠な就労について、関係する団体等と協力し、具体的な支援を行います。 障害者等が地域で生活するために必要な地域事業を実施します。 グループホームなど、自立に必要な基盤の整備を行います。
5-4 地域で自立した生活を営むための自立支援策を展開します。 説明 生活困窮者については、経済的給付を中心とする生活保護制度から被保護世帯の社会的自立を含めた自立を支援する制度へ転換を図ります。母子家庭の母は就職・再就職が難しく、就業しても低賃金や不安定な雇用条件に直面することから、手当重点の支援から自立できる収入が得られる就労支援策を進めます。	生活保護受給者等への自立支援を行います。 母子家庭の自立支援を行います。
5-5 地域での課題を地域の力で解決していく地域福祉活動の活性化を図ります。 説明 地域社会の環境が大きく変化している中で、地域に密着した活動をしている民生児童委員、老人クラブ、市民活動団体、ボランティア団体等の活動を支援・強化することで、地域における自助・互助システムを整え、地域全体の福祉力を向上させ、地域福祉の推進を図ります。	ボランティア活動、市民活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。 福祉団体等の活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。 

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-1
福祉保健部	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。

個別目標	だれもが安心して暮らせる環境づくり・地域ケアシステムを構築します。
-------------	-----------------------------------

目標設定の背景・理由
高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した豊かな生活を送り続けることを実現するため、地域による支え合い体制によるネットワークの形成、身近な場所での相談体制の確立や必要な情報が確実に伝わるような情報提供体制の整備等の環境づくりが必要です。 また、平成22年8月6日付厚生労働省「地域支援事業実施要綱」一部改正に基づき、介護・医療・生活支援サービスを一体化する地域包括ケア体制の整備を図るため、保健・医療・福祉の関係機関の連携強化とネットワーク構築、及び連携強化体制を整備する必要があります。

個別目標が達成された状態
ネットワーク等の確立により、支援・安全体制が確立し、安心して生活が送れている。
高齢者一人暮らし、高齢者のみの世帯で地域での見守りが必要な方に対して、支え合いネットワーク員(ボランティア)が定期的に訪問し、安否の確認等ができています。
地域ケア会議再編により連携協力体制が整備されている。

施策の方向
高齢者等が住み慣れた地域で生活を維持していくためには、地域でのつながり、連携、見守り等が必要であり、その環境整備を推進する。
地域ケア会議の再編により、地域の課題解決に向けての検討及び連携協力体制の整備を進める。

施策の展開	
施策の対象者	関連する施策の分野
一人暮らしや高齢者のみ世帯等の 高齢者	市民活動団体・コミュニティ

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域ケア会議の開催数	回数	4	0	3	市と地域包括支援センター・保健・医療・福祉機関との連携の場。
小地域ケア会議の開催数	回数	11	0	6	地域包括支援センター（地域相談センター）エリアごとの保健・医療・福祉機関の連携の場。
地域ケア会議専門部会の開催数	回数	—	—	9	再編後の連携の場。
民生委員連絡会開催数	回数	4	5	6	エリアごとの市と民生委員との連絡会。

用語解説
地域包括支援センター …… 保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが中心となって高齢者への総合支援を行う。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-1
福祉保健部	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。

個別目標	市民一人ひとりが福祉の意識を高め、地域福祉の推進につなげます。
-------------	---------------------------------

目標設定の背景・理由
高齢者等が健康でいきいきとした生活を送ることできるように、たとえ要介護状態になった場合でも自立した質の高い生活が送れるように、地域全体で高齢者を支えていく仕組みが必要です。また、高齢者などが福祉サービスの「担い手」として、積極的に地域社会に参加し、活動することを支援する必要があります。 さらに、超高齢化に向けて事業を再構築し、高齢者が各々の立場から参加し、自ら多様な経験・技術を活かし、様々な生きがい活動を実践し、かつ元気高齢者が地域で元気に暮らせるように、地域全体での地域福祉の視点を高める必要があります。

個別目標が達成された状態
積極的な社会参加により、世代間の交流・地域でのつながり・連携等が推進され、地域全体での福祉の意識が高まっている。
生きがい事業の再構築により、地域の高齢者が各々の立場から参加し、元気に暮らしている。
地域生きがい交流事業の推進により、介護予防、世代間交流など地域での活動が進んでいる。

施策の方向
社会参加を続けることにより、地域で孤立化することなく、また、世代間交流・積極的な他分野での活動等により、生活機能の低下防止や健康の維持を図る。

施策の展開	
施策の対象者	関連する施策の分野
高齢者等	市民活動団体・コミュニティ

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
高齢者の生きがい推進事業会議開催数	回数	5	5	5	高齢者自身が企画し高齢者の自立と社会参加のための会議。
地域生きがい交流事業実施数	箇所	—	—	10	再構築後の「地域生きがい交流事業」を将来的に小学校区単位で実施。
サポーターズ通信発行回数	回		1	3	介護保険サポーターの育成と支援。

用語解説	
介護保険サポーター	 地域ごとのグループで、市民と行政、市民と事業者などのパイプ役として、利用者からの身近な相談・話し相手となり、地域での支え合い・助け合いのまちづくりを推進している。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-1	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。
福祉保健部		

個別目標	介護保険施設サービス・地域密着型サービスの基盤整備を進めます。
------	---

目標設定の背景・理由
介護を必要としている高齢者が、その人に適したサービスを住み慣れた地域で選択し利用することができるよう、事業者参入を進めてサービス基盤の整備を図る必要があります。 基本的に必要な施設の整備は図られたため、今後は高齢者のニーズに合わせ、介護保険財政の状況に適合した基盤整備を行う必要があります。

個別目標が達成された状態
個人の心身の状態にあったサービスを受けながら、地域で生活を送ることができる。

施策の方向
地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養））・認知症対応型共同生活介護等）の事業参入を促進する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
要介護・要支援認定者		

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）の整備誘導数	箇所	0	1	2	1 施設整備誘導。
認知症高齢者グループホーム整備誘導数	箇所	3	4	7	3 施設整備誘導（1 施設はH23年度整備済）。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-1	在宅生活をできるだけ続けていくための施策を展開します。
福祉保健部		

個別目標	移動制約者が、利用しやすい交通手段の確保を進めます。
------	----------------------------

目標設定の背景・理由
高齢者・障害者等が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、交通手段を使用した移動は必要条件です。しかし、身体的条件等によりバスやタクシーなどの公共交通機関を使用することが困難な方々（「移動制約者」といいます。）は、気軽に利用することができないため、そのことが暮らしの制約となりかねません。移動制約者が通院や生きがい活動等社会参加のためなどに、安価で利用しやすい交通手段として、NPO法人等が行う福祉有償運送を拡大し、移動制約者からのニーズに応え、いきいきとした暮らしができるよう支援していく必要があります。

個別目標が達成された状態
高齢者・障害者等が気軽に通院や社会参加ができている。
高齢者・障害者施設等の利用が増大している。

施策の方向
移動制約者が利用しやすい交通手段を確保する。
道路運送法に基づく「福祉有償運送」の拡大を図る。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
高齢者、障害者等の内移動制約者	市民活動団体・コミュニティ	生活環境

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
福祉有償運送団体等の数	箇所	実施	2	3	福祉有償運送を行うNPO等団体。

用語解説	
福祉有償運送	・・・ NPOなどが道路運送法上の「運行許可」を得て行う事業。移動制約者で会員登録された方について廉価にサービスを提供する。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-2	既存施設の有効活用等による高齢者・障害者福祉サービス基盤を整備します。
福祉保健部		

個別目標	地域包括支援センターを高齢者等の福祉の中核施設として位置づけます。
------	-----------------------------------

目標設定の背景・理由
改正介護保険法で創設された「新予防給付」や「地域支援事業」を実施するにあたり「地域」というものをより重視する必要があります。「地域包括支援センター」は地域の高齢者などの心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関です。この「地域包括支援センター」を地域の中核施設として今後整備する必要があります。 さらに、近年の高齢化が進む中、複数の問題を抱えた事例や、虐待の早期発見・防止などの支援困難事例への対応も増加しており、委託の地域包括支援センターの機能だけでは対応困難で、行政介入が必要となる事例も増加している。このことから、総合調整及び統括機能を持つ基幹的なセンター設置の必要があります。

個別目標が達成された状態
身近な地域での地域ケア体制が強化されている。
基幹的なセンターが設置され、地域には地域包括支援センターが整備されている。

施策の方向
地域包括支援センターを整備し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
地域包括支援センターなどの既存の施設を活用し、障害者が地域で相談できる体制を整備し、障害者の安定した生活を図る。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
要支援・要介護者及びその家族等		
要支援・要介護者になるおそれのある者及びその家族等		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域包括支援センターの設置数	箇所	直営1	直営1 委託2	直営1 委託6	基幹的センター直営1カ所設置、地域には委託6カ所地域包括支援センターの整備。

用語解説	
身近な地域	 この章でいう身近な地域とは、高齢者保健福祉計画に掲げる5つの基本健康福祉住区（中学校区程度の範囲）をいう。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-2	既存施設の有効活用等による高齢者・障害者福祉サービス基盤を整備します。
福祉保健部		

個別目標	既存の施設を活用し、地域の身近な場所にリハビリなどを行うためのサービス基盤の整備を図ります。
------	--

目標設定の背景・理由
特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者に対し、通所により、介護予防を目的として、集団的な予防プログラムに参加、実施することにより、要支援・要介護状態への進行防止を図る通所型介護予防事業を実施する施設の整備が求められています。 平成22年8月6日付厚生労働省「地域支援事業実施要綱」一部改正に基づき、一般高齢者施策を一次予防事業、また、特定高齢者施策を二次予防事業へと見直しを図ることにより、要支援・要介護状態になるおそれのある対象者把握・決定事務を迅速かつ柔軟に進める体制強化を図る必要があります。 また、障害者が地域で自分らしく暮らすため、障害者センターなどの基幹的な施設とともに、身近な地域で地域の人たちとふれあいながら、身体機能の保持のための訓練などを行う場所が必要です。その実現のためには、既存の地域施設を活用し、サービスの基盤づくりの必要性があります。

個別目標が達成された状態
サービス基盤が拡充している。
サービス基盤の環境が整備されることにより、介護予防プログラムへの積極的な参加が促進されている。
地域の中で人間関係ができることで、安心して生活できている。
障害者が地域の人たちとともにリハビリ等を行い、健康に暮らしている。

施策の方向
特定高齢者の出現状況等を踏まえ、サービス基盤の拡充・整備を行う。
既存の地域施設で障害者もリハビリなどができるような整備を行う。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
二次予防事業対象者		
障害者		

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
通所型介護予防施設数	箇所	3	2	2	二次予防事業対象者。
出張健康相談事業実施施設数	箇所	8	4	6	保健師・看護師が高齢者の健康・保健の個別相談を受ける施設。

用語解説
二次予防事業対象者 介護認定の要支援・要介護の状態になるおそれのある方で、介護予防を行うことで状態の維持・改善が見込まれる方。(虚弱高齢者)

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。
福祉保健部		

個別目標		障害の程度に応じた，利用者の意向を尊重したサービスの提供を行います。
------	---	------------------------------------

目標設定の背景・理由
平成18年、障害者自立支援法の施行により、障害者自らがサービスを選択し事業者と直接契約してサービスを受け、地域で自立した生活を営むというサービス利用に大きな変化がもたらされました。しかしながら、本人だけでは最適なサービスの組み合わせを判断することが困難な場合があり、本人の意向に沿った生活が営めるよう相談できる場や、障害者の生活実態を把握して適切なサービスであるか検証し協議する場が必要です。

個別目標が達成された状態
障害者が身近な地域でサービスの利用について相談し、活用している。 どの事業者でも質の高いサービスが提供されている。

施策の方向
地域に専門職種を配置したサービス利用などの相談体制をつくる。 障害者の生活実態、サービス内容などを検証し協議する場である障害者自立支援協議会において、障害者が自立した生活が営めるよう関係機関と連携し検討を深めていく。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
在宅の障害者		

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域での相談事業の場の整備数	箇所	2	4	16	総合的な相談窓口とともに指定特定相談事業所と連携して、地域での相談事業の場。
障害者自立支援協議会の年間開催回数	回	—	4	4	相談支援事業者やサービス事業者、関係団体等による協議会の継続。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。
福祉保健部		

個別目標	障害者等の自立にとって不可欠な就労について、関係する団体等と協力し、具体的な支援を行います。
-------------	--

目標設定の背景・理由
障害者が地域で自立して生活するためには、経済的な基盤をつくる必要があります。そのためには、障害の特性に応じた職種の選択や就労を支えるためのサポートを行う就労支援センターを通じて、雇用先との調整や就労の悩みの相談など障害者の意向に沿った支援を行う必要があります。

個別目標が達成された状態
様々な就労の場が確保され、障害者等が住み慣れた地域で「自立した」生活をしている。
就労を支える様々な人たちのネットワークが充実している。

施策の方向
就労支援センターの機能強化により、就労意欲のある多くの障害者を就労に導き、地域で自立した生活が営めるよう就労支援のネットワークを充実する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
在宅の障害者	経済・雇用	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
就労支援センターの運営	—	—	実施	運営・拡充	就労・生活にわたる必要な支援をおこなうための専門的な支援員を配置したセンターの運営。
就労・生活支援による年間就職者数	人	3	9	12	就労・生活を支援するネットワークを構築し、就労・生活を支援する。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。
福祉保健部		

個別目標	障害者等が地域で生活するために必要な地域事業を実施します。
------	-------------------------------

目標設定の背景・理由
障害者が地域で生活を送るためには、障害の特性に応じたサービスの提供が必要です。そのためには、ヘルパー派遣や日常生活用具の給付など、障害があってもそれを補うサービスの充実が求められています。

個別目標が達成された状態
施策を活用し、支援を受けながら自分らしい生活を送ることができている。

施策の方向
障害者の生活に必要な地域活動支援事業を実施する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
在宅の障害者		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域活動支援センター事業設置数	箇所	1	3	5	相談支援や各種講座・日中の居場所などを実施し、障害者の地域での生活を支えるための地域活動支援センターを設置。
コミュニケーション支援事業派遣数	人	45	162	185	手話通訳の派遣などによるコミュニケーション支援。
移動支援事業派遣数	人	132	194	225	移動のため介護が必要な障害者に対する移動の支援。
日常生活用具の給付事業数	件	55	1,637	1,955	障害のある人の生活を支援するための日常生活用具給付。
訪問入浴サービス事業利用者数	人	15	18	19	重度の障害者の自宅まで何う入浴サービス。
生活支援ヘルパー派遣数	人	0	6	1	障害程度区分非該当となった、支援の必要な障害者に対する家事援助のヘルパー派遣。
障害者緊急通報・火災安全システム事業協力員数	件	4	2	10	一人暮らしや障害者のみの世帯の緊急時や火災の時に対応するため、東京消防庁等に通報することにより、迅速な救助活動等を支援するシステム。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-3	障害者自立支援法を基本に障害者の自立した生活に必要な総合的サービスを提供します。
福祉保健部		

個別目標	グループホームなど、自立に必要な基盤の整備を行います。
------	-----------------------------

目標設定の背景・理由
障害者が地域で自立して住み続けるための居住の場を確保することが重要です。そのためには、障害の特性に対応できるグループホームを数多く整備することが必要です。

個別目標が達成された状態
障害者が一人になっても住み慣れた地域で支援を受けながら生活を送ることができている。

施策の方向
障害者が住み慣れた地域で暮らせるための支援を行う。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
在宅の障害者		
施設入所の障害者		

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
グループホームの整備室数	室	50	96	100	住み慣れた地域で生活するためのグループホームを整備。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-4	地域で自立した生活を営むための自立支援策を展開します。
福祉保健部		

個別目標	生活保護受給者等への自立支援を行います。
------	----------------------

目標設定の背景・理由
被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、現行の取組だけでは十分な支援が行えない状況となっています。このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現制度から組織的に被保護世帯の自立を支援する制度へと転換することを目的として自立支援プログラムの策定が求められています。特に雇用情勢悪化の影響により失業した新規保護開始者への早期のプログラム策定が重要です。

個別目標が達成された状態
被保護者の経済的生活の自立が実現している。
被保護者の社会生活の自立が実現している。
被保護者の日常生活の自立が実現している。

施策の方向
専門的知識を持った職員の配置等により、自立支援プログラムに基づき、個別の自立計画を作成し、利用しやすく、自立しやすい生活保護制度を目指す。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
生活に困窮する市民	経済・雇用	

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
自立支援プログラムの作成数	—	0	53	80	経済的自立，日常生活自立，社会生活自立，それぞれに関する自立支援プログラムの作成。
就労による年間自立世帯数	世帯	18	7	20	年度における就労開始，増収による保護廃止世帯数

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-4	地域で自立した生活を営むための自立支援策を展開します。
福祉保健部		

個別目標	母子家庭の自立支援を行います。
------	-----------------

目標設定の背景・理由
離婚件数の増に伴い母子家庭が増加しています。母子家庭の母は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担うようになった直後から生活は大きく変化し、住居や生活費（収入）の確保、子どもの養育など様々な問題に直面することになります。一般に母子家庭の母は就業経験が少なかったり、結婚、出産等で就業の中断から、就職・再就職に困難が伴うことが多く、就業しても低賃金や不安定な雇用条件に直面します。さらに約8割の離婚母子家庭では、養育費が支払われず、また、母子家庭の85%が就業しているにもかかわらず、その平均年収は213万円と低水準にとどまっています。この母子家庭の生活改善を図るため、母子家庭の自立支援を強化する必要があります。

個別目標が達成された状態
母子自立支援が充実している。
母子家庭の母の雇用が促進され、経済的自立ができている。

施策の方向
母子家庭の母が就業につながる能力開発のために受講した教育訓練講座受講料の助成を行う。
母子家庭自立支援プログラムの作成を推進する。
母子福祉資金の貸付を行う。
母子家庭自立支援プログラムに基づきハローワークと連携し就労支援を行う。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
母子家庭の母	経済・雇用	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
教育訓練講座受講者数	人	1	0	4	基礎的な就労に向けた職業訓練取得費の助成。
高等技能訓練修業者数	人	1	6	10	長期的に安定した就業に結びつく、専門的職業資格の取得のための生活支援。
母子福祉資金事業貸付月数	月・件	318	577	500	就学資金や転宅資金、生活資金など13種類の資金の無利子又は低利貸付。

3-2 高齢者・障害者・生活福祉

重点目標	5-5	地域での課題を地域の力で解決していく地域福祉活動の活性化を図ります。
福祉保健部		

個別目標	ボランティア活動，市民活動の活性化により，地域の福祉力を向上させます。
-------------	-------------------------------------

目標設定の背景・理由
地域福祉を推進するためには，地域においてボランティア活動や，市民活動が活発に行われることが不可欠です。これまで社会福祉協議会の「ここねっと」活動，介護保険サポーターズの活動や，さわやかプラザにおける施設の管理等で，ボランティア団体，市民活動団体との協働が行われてきていますが，こうした活動をより活性化させ，地域福祉の推進を図る必要があります。また，行政としても地域市民のつながり・きずなの推進に向けた施策を展開が求められ，東日本大震災を契機として，その重要性はますます強まっています。

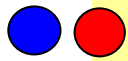
個別目標が達成された状態
福祉の受け手と担い手が同じ地域に数多く出現している。
広範に，多様で，きめ細かな福祉サービスを提供している。
地域の生活課題を地域で相談できている。
地域の情報が地域で共有されている。

施策の方向
地域で福祉活動を行うボランティア団体，市民活動団体の活動を支援する。
福祉の課題についてボランティア団体，市民活動団体との協働を推進する。
地域市民のつながり・きずなを強めるとともに，地域のネットワークを構築し，地域の生活課題解決を図る。
地域包括センター等を活用した地域密着の総合相談窓口を設置する。
市ホームページ，自治会・地域センター掲示板等を活用した地域情報共有の仕組みを整備する。

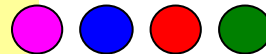
施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民 市民活動団体 ボランティア団体	市民活動団体・コミュニティ	防災・危機管理
	教育・学習	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域のひろば参加者数	人	—	239	1,200	小学校区を単位とする地域に関わる市民等が地域の生活課題を共有し，解決策を検討する場をきっかけとした地域福祉の推進。
市民活動団体の支援（介護保険サポーターズなど）	—	実施	継続	充実	地域において福祉関係の市民活動を行う団体に対する，情報提供などを中心とした支援。
市民活動団体との福祉関係協働事業数	事業数	2	1	5	長期的・継続的な協働。

用語解説	
ここねっと	社会福祉協議会が展開する「こくぶんじコミュニティネットワーク」の略称。地域福祉活動計画（ここねっとプラン）に基づき，小学校区を単位として，幅広い市民の参加による子どもの見守り活動・異世代交流事業・地域の交流事業など地域の事情に応じた様々な取り組みを実施。
地域のひろば	地域に関わる市民，事業者等，市の職員等が地域の生活課題を共有し，解決策を検討する場。小学校区を単位として開催し，職員によるプロジェクトチームが市民及び事業者等とともに企画，広報，運営を行う。



3-2 高齢者・障害者・生活福祉



重点目標	5-5	地域での課題を地域の力で解決していく地域福祉活動の活性化を図ります。
福祉保健部		

個別目標	福祉団体等の活動の活性化により、地域の福祉力を向上させます。
-------------	--------------------------------

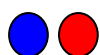
目標設定の背景・理由
孤立死，高齢者・児童虐待，DV，うつ，ひきこもり，自殺の増加，災害時要援護者支援の問題など新たな地域課題が山積し，支援を必要とする人々が増えています。日頃から地域に密着した活動をしている民生委員・児童委員，保護司，「社会を明るくする運動」に参加する団体，赤十字奉仕団，老人クラブ，社会福祉協議会の活動を強化・支援することにより，地域での見守り，支え合い活動を具体化した自助・共助の仕組みを整え，地域全体の福祉力向上を推進していくことが求められています。

個別目標が達成された状態
各団体の活動が充実・推進され，地域福祉の強化が図られた安全・安心の担保された地域社会となっている。
積極的に要支援者を救済することができる福祉意識の高い地域社会となっている。

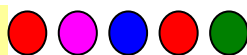
施策の方向
地域に密着した活動をしている人々や団体を支援するとともに，地域における福祉意識の高揚を図る。
民生委員・児童委員の増員を図り，地域の見守りを強化する。
老人クラブ団体数・会員数の増加，地域的偏りの是正，地域貢献活動の増強を図る。
災害時要援護者登録制度を周知し，支援者を拡大する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
民生児童委員，保護司，社会を明るくする運動に参加の団体，赤十字奉仕団，老人クラブ，社会福祉協議会	市民活動団体・コミュニティ	防災・危機管理

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
民生委員・児童委員数	人	—	77	85	地域福祉の担い手の強化。
老人クラブ会員数	人	—	1,783	3,000	地域福祉の担い手の強化。
災害時要援護者協力自治会数	団体	—	3	60	災害時に自力等では避難が困難な高齢者・障害者等を支援する自治会の協力。



3-3 健康・医療体制



健やかで安心して暮らせるまちをつくります。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
2-1 生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。 説 明 市民のニーズに応じた計画的な健康づくり・健康増進のための保健事業の展開を行います。そのために、保健・医療・福祉の連携を図り、疾病の予防対策とともに効率的かつ効果的な保健サービスの提供を行える体制を整備します。	子どもと親の健康を確保・増進します。
	健康づくり・健康増進につながる計画的な保健事業を実施しつつ、医療との連携を図ります。
	保健所及び関係機関との連携を図り、心の健康づくりのための相談機能の充実や予防対策事業の推進に努めます。
	感染症（新型インフルエンザ、麻しん風しんなど）に関する正しい知識の普及・啓発のための情報提供を行い、適切な予防対策の推進を図ります。
	市民参加型の健康づくり・健康増進を図る教室を充実させるとともに、今後も自主グループの支援に努めていきます。
2-2 だれもが安心する医療体制づくりに努めます。 説 明 医療制度改革によって制定された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、特定健診・特定保健指導の受診率を向上させるとともに、生活習慣病の改善支援策を検討します。また、小児初期救急平日夜間診療体制の充実や保健・医療の連携強化を図りだれもが安心して暮らすことができる地域医療体制づくりに努めます。	医療制度改革に対応する支援策を検討します。
	小児初期救急平日夜間診療体制の整備を図ります。
	保健・医療の連携の強化を図ります。

3-3 健康・医療体制

重点目標	2-1	生涯を通し，健康を維持するために，疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
福祉保健部		

個別目標	子どもと親の健康を確保・増進します。
-------------	--------------------

目標設定の背景・理由

平成12年に、「健やか親子21」が策定されたこと、平成17年に「食育基本法」が策定されたこと、また、少子化・核家族化の進行という社会の変化による妊産婦の心身の状態に対する不安とともに、乳幼児の疾病や発達に対する不安など、親子の心の問題が拡大している傾向にあること、児童虐待や広汎性発達障害などに関するケースが増加しつつあります。軽度発達障害を持った子どもとその保護者に適切な支援を行わないと、不登校・思春期問題・ひきこもりといった将来への負の連鎖が起きることがわかってきており、母子保健における施策の展開が今まで以上に重要になってきています。

これらを踏まえ、母子を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、妊娠から出産・子どもの発育段階に応じて適切かつ効果的に母子保健に関する施策を実施する必要があります。

個別目標が達成された状態

安心して妊娠・出産できる環境が整っている。

子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる保健環境が整備されている。

子どもの食に対する関心及び理解が深まり、健全な食習慣が確立している。

施策の方向

妊娠・出産・育児を支える体制づくりを進めるとともに、子育てに関する不安の軽減を図る。

適切な食習慣の普及・啓発及び充実に努める。

子どもの病気の予防を進めるとともに、子どもと親の健康を確保する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	児童福祉	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
母子健康手帳の交付率	%	74.2	87.5	100	妊娠11週以内に妊娠届を提出する人の割合。
母子保健事業の充実	—	実施	継続	充実	次世代育成支援対策地域行動計画の目標達成。
乳幼児健診未受診者の把握率	%	実施	90	100	乳幼児健診未受診者に対するフォローの実施。

用語解説

健やか親子21	・・・	これまでの母子保健の取り組みの成果を踏まえ、残された課題と新たな課題を整理し、21世紀の母子保健の主要な取り組みを提示するビジョンであると同時に、それぞれの課題についての取り組みの目標を設定し、関係者・関係機関・団体が一体となって推進する国民運動計画（2001～2010年）です。
広汎性発達障害	・・・	自閉症と同質の社会性の障害を中心とする発達障害の総称。高機能自閉症、アスペルガー症候群、高機能のその他の広汎性発達障害（非定型自閉症）の三者を含む。
食育基本法	・・・	食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を国民運動として推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための法律。平成17年7月施行。

●●● 3-3 健康・医療体制 ●●●●●●

重点目標	2-1	生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
福祉保健部		

個別目標	健康づくり・健康増進につながる計画的な保健事業を実施しつつ、医療との連携を図ります。
-------------	--

目標設定の背景・理由
生活習慣病による医療費の増加を受けて、老人保健法が平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されました。メタボリックシンドロームの予防を重視し、糖尿病有病率の減少が求められています。今後も、市民自らが疾病の予防に取り組んで健康の保持・増進に努め、健康管理するとともに健康づくり・健康増進の保健事業を充実させてより高い疾病予防、早期発見に努め、市民の健康の保持・増進を図る保健事業が求められています。

個別目標が達成された状態
市民が自ら健康管理及び生活習慣病の予防・早期発見ができている。
健康診査の受診率、予防接種の接種率が向上し、市民が健康な生活を営んでいる。
食生活を改善し、生活習慣病を予防して健康が増進している。

施策の方向
病気にならないよう、普段から健康増進に努め、病気の原因となるもの（リスクファクター）を予防・改善するよう指導する。（一次予防）
定期検診などで病気の芽を見つけ、早い段階で摘み取るよう検診の受診を勧奨する。（二次予防）
病気にかかってしまったら、きちんと最後まで治療を受け、機能の回復・維持を図るよう指導する。（三次予防）
食育に関する普及・啓発や指導の充実に努める。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
健康手帳の交付数	冊	567	1,856	継続	健診結果などを記入し、健康管理に役立てるための健康手帳の交付。
乳幼児健診未受診者の把握率	%	実施	—	100	高齢者保健福祉計画の目標達成。

●●● 3-3 健康・医療体制 ●●●●●

重点目標	2-1	生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
福祉保健部		

個別目標	●	保健所及び関係機関との連携を図り、心の健康づくりのための相談機能の充実や予防対策事業の推進に努めます。
-------------	---	---

目標設定の背景・理由
現代社会を取り巻く社会的・経済的状況の変化は、現代人の精神状況に大きな影響を与えています。うつ病やひきこもり等の精神疾患は年々増加傾向にあります。そのため、児童虐待、思春期の心の問題、うつ病、職場等におけるストレスの増加などすべてのライフステージにおいて、心の健康が重視されています。また、心の病気を持つ人を特別視したり、自らの心の病気を認めることができなかつたりするなど、心の病気に対する誤解や偏見は依然として残っており、社会全体で心の健康づくりの推進に取り組んでいくことが求められています。

個別目標が達成された状態
市民が相談しやすい環境ができています。
市民一人ひとりが心の健康の大切さや心の病気について正しく理解されている。
自殺者が発生していない。

施策の方向
心の健康づくりのため相談事業を充実するとともに、保健所等と連携して心の病気の予防対策に取り組む。
心の健康の大切さや心の問題を一人で抱え込まないよう啓発するとともに、精神的ストレスをため込まない人を増やす体制づくりを進める。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
精神保健医療相談延べ人数/ 相談回数（心の健康相談）	人/回	39/12	26/11	48/12	精神科医師による医療相談。
精神保健福祉相談延べ人数	人	5,167	7,448	7,500	精神障害者に対する相談助言，一般相談を随時実施。
各種精神関連連絡会開催回数	回	4	6	6	関係機関の連携と予防対策の強化。

●●● 3-3 健康・医療体制 ●●●●●●

重点目標	2-1	生涯を通し，健康を維持するために，疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
福祉保健部		

個別目標	感染症（新型インフルエンザ、麻しん風しんなど）に関する正しい知識の普及・啓発のための情報提供を行い、適切な予防対策の推進を図ります。
-------------	--

目標設定の背景・理由
近年の人・物の急速かつ大幅な移動の増加や環境の変化、社会活動様式の変容を背景に、O157やノロウイルス、SARS（重症急性呼吸器症候群）の流行、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の新興感染症の出現の恐れなど、市民への正しい情報提供が重要となっています。

個別目標が達成された状態
（現在ある感染症について）予防知識の普及により、病気が発生していない。
（新興感染症について）二次感染の発生またはその拡大が起きていない。

施策の方向
（現在ある感染症について）病気の予防に関する情報提供を進める。
（新興感染症について）速やかに対応できる体制をつくり、正しい情報収集・提供に努める。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	防災・危機管理	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
感染症発生件数	件	0	0	感染症発生の未然防止、拡大防止	消毒業務対応が必要となった回数

用語解説	
O157（腸管出血性大腸菌）	・・・ベロ毒素により出血性腸炎を引き起こす。日本では1996年に多発し、大きな社会問題となった。特に大阪府堺市で起きた学校給食による学童の集団感染が大規模なものとして知られる。
ノロウイルス	・・・ノロウイルスはヒトに対して嘔吐、下痢などの急性胃腸炎症状を起こす。季節的には秋口から春先に発症者が多くなる冬型の胃腸炎、食中毒の原因ウイルスとして知られている。
SARS（重症急性呼吸器症候群）	・・・新型肺炎とも呼ばれ、新種のコロナウイルスにより感染・発症する。2002年冬に中国において発生し、2003年7月に制圧宣言が出されるまでの間に急速に他国へ広がり、世界的なパニックとなった。
高病原性鳥インフルエンザ	・・・家畜伝染病予防法で定められているA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、七面鳥の病気をいう。

● ● 3-3 健康・医療体制 ● ● ● ● ●

重点目標	2-1	生涯を通し、健康を維持するために、疾病の予防対策とともに健康づくり・健康増進を図る保健事業を展開します。
福祉保健部		

個別目標	●	市民参加型の健康づくり・健康増進を図る教室を充実させるとともに、今後も自主グループの支援に努めていきます。
-------------	---	---

目標設定の背景・理由
高齢者人口の増加もあり、食生活、運動不足等を原因とする生活習慣病が増加しています。市民自らが食生活の改善や運動習慣を身につけるなど健康管理に努め、疾病の予防、健康の保持・増進を図ることが大切になっています。このため、健（検）診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなぐ必要があります。また健康に関する講座の開設を充実し、市民の健康保持・増進への取り組むとともに市民の自主的な活動への支援を進める必要があります。

個別目標が達成された状態
市民一人ひとりの生活習慣が改善されている。
健康寿命が延伸している。

施策の方向
若年層にも現れている生活習慣病予防のための健康教室を食育の推進の一つとして位置づけ、健康教育を開催する。 病気にならないよう、普段から健康増進に努め、病気の原因となるもの（リスクファクター）を予防・改善するよう指導する。（一次予防） 喫煙率を削減するため、健康教育や特定保健指導等で禁煙指導や啓発を強化し、たばこをやめたい人にはアドバイス等の支援をする。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
禁煙支援(たばこの害を啓発)	—	—	—	実施	がん予防対策の柱として喫煙率の削減。
成人健康講座 延べ受講人数/開催回数	人/回	303/14	1,283/40	充実	成人の健康についての医師等による各種講演。
歯の衛生週間 延べ参加人数/実施回数	人/回	310/1	160/1	充実	歯科医師会と共催で開催する、歯科医師講演・歯科相談などを行う。

用語解説	
健康寿命	健康で明るく元気に生活し、稔り豊かで満足できる生涯、つまり認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間。

● ● 3-3 健康・医療体制 ● ● ● ● ●

重点目標 2-2

福祉保健部

だれもが安心して医療体制づくりに努めます。

個別目標

医療制度改革に対応する支援策を検討します。

目標設定の背景・理由

平成18年4月から段階的に始まった医療制度改革は、平成20年4月「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され医療保険者に40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者を対象とする内蔵脂肪型肥満に着目した健診・保健指導の実施が義務付けられました。ライフスタイルが多様化する中、健康に対する関心が高まりつつも、一方では生活習慣の改善等が必要とされるケースも少なくありません。特定健診・特定保健指導の受診率を向上させ、生活習慣病の改善を支援する必要があります。

個別目標が達成された状態

市民の健康への関心が高まり、生活習慣病が改善されている。

市民の健康保持・増進が図られている。

治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体制が図られている。

メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）が減っている。

施策の方向

医療保険者として生活習慣病予防の健康診査・保健指導の体制を確立する。

医師会等関係機関と連携を図る。

特定健康診査等実施計画に基づき事業を展開する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		
医療保険者		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
生活習慣病予防の充実	—	実施	継続	充実	特定健康診査・保健指導等の実施による生活習慣病の予防。
市民の健康の増進	—	実施	継続	充実	生活習慣病の予防による健康増進。

用語解説

生活習慣病 …… 食べ過ぎや偏食、運動不足、ストレス、喫煙など、よくない生活習慣を長期間続けることでかかる病気の総称。

●
●
3-3 健康・医療体制
●
●
●
●
●

重点目標	2-2	だれもが安心する医療体制づくりに努めます。
福祉保健部		

個別目標	●	小児初期救急平日夜間診療体制の整備を図ります。
-------------	---	-------------------------

目標設定の背景・理由
子どもは大人に比べて急に発熱しやすいなど病気の頻度が高く、特に症状の判断しがたい小さな子どもの場合は、保護者が小児専門医による診断・説明・治療を希望する傾向があります。しかし、小児医療に関しては、近年、核家族化にともない子どもの健康に関して気軽に相談できる人が身近にいない、夜間に子どもを受け入れてくれる小児科医が身近に少ない、など、子育て家庭の不安が増加しています。このような子育て家庭の不安を軽減し、子どもの健康な成長を支えるという観点から、早急に小児初期救急平日夜間診療体制の整備が求められています。

個別目標が達成された状態
小児医療が充実していることで、安心して子育てすることができる。
小児初期救急平日夜間診療体制が適切に運営されている。

施策の方向
小児初期救急平日夜間診療体制を整備する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
小児初期救急平日夜間診療の整備数	箇所	0	0	1	小児初期救急平日夜間診療体制の整備(診療所の整備数)。

3-3 健康・医療体制

重点目標 2-2

福祉保健部

だれもが安心して医療体制づくりに努めます。

個別目標

保健・医療の連携の強化を図ります。

目標設定の背景・理由

近年の急速な少子高齢社会の到来、核家族化の進行、疾病構造の変化などの社会環境の変化により、医療の需要がますます増大するとともに、市民の価値観やライフスタイルも多様化し、医療に対するニーズも多様化しています。市民が身近なところで適切な医療サービスを受けられるために、保健・医療の連携の下での一体的な地域ケアが行われるよう、医師会、歯科医師会及び関係機関と連携して地域医療体制の充実を図る必要があります。

また、近年頻発する地震などの大規模災害に備え、災害時において迅速かつ効率的な救急活動が行われるよう、地域防災計画をもとに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と密接に連携をとり、被災者の救護体制を確立する必要があります。

個別目標が達成された状態

市民が安心して地域でケアを受けている。

施策の方向

休日診療・休日準夜診療を継続して実施するとともに、インターネット等を活用した情報提供の充実を図る。

歯科保健「8020運動」の目標達成並びに障害者や在宅要介護者が地域で必要な歯科医療サービスを受けられるよう、歯科医療機関との機能分担と連携を図り、歯科医療連携推進事業を充実する。

災害時の救急救護医療体制を整備・充実する。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つよう啓発活動を推進する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野
市民	防災・危機管理
医師会・歯科医師会・保健所等	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
休日診療の実施	—	実施	継続	継続	休日・休日準夜の外来救急患者に対する医科・歯科・薬科の連携
歯科医療訪問数	件	実施	8	12	障害者や在宅要介護者に対する歯科医療連携推進
災害時の救護体制の充実	—	実施	継続	継続	災害時の救急救護医療体制の整備・充実（医科、歯科、薬科の連携）
かかりつけ医・歯科医の啓発	—	実施	継続	継続	かかりつけ医・かかりつけ歯科医の啓発活動

用語解説

休日診療	・・・	医科は休日の午前9～12時、午後1～5時の間は2医療機関、午後5～10時（準夜間）の間は1医療機関で、当番制で外来の応急診療を行う。歯科は午前9時～12時、午後1時～8時に1医療機関。
ハチマルニイマル「8020」運動	・・・	80歳になっても自分の歯を20本残す取り組み。

基本計画(国分寺づくり編)

...

まちのデザイン

■ まちのデザイン

「文化・芸術」 126

「教育・学習」 131

まちのデザイン			
6 - 5		国分寺の歴史文化を守るとともに、新しい文化の創造を目指し、 心豊かな人が育つまち	
計画分野		2 - 1	文化・芸術
基本目標		国分寺らしい文化を大切にし、あわせて地域の国際交流を進め、新しい文化の創造を目指します。	
	重点目標 2 - 1		市民が芸術に親しみ、文化の香り漂う上質なまちづくりを進めます。
	個別目標		新しい文化の創造など、文化施策を積極的に推進します。
	重点目標 2 - 2		在住する外国人との交流の中で、市民が国際理解を深め、だれもが快適に暮らせるまちをつくります。
	個別目標		在住する外国人の参加を得て、地域交流を進めます。
			在住する外国人が、安心して暮らせる環境をつくります。
			市民の国際交流を支援します。
計画分野		2 - 2	教育・学習
基本目標		平和を愛し、人間を尊重し、自然や文化を大切にする心豊かな人を育てます。また、多くの市民が学習やまちづくりの活動に参加できるまちの実現を目指します。	
	重点目標 6 - 1		人間を尊重し、平和の大切さを学び、安心して学べる学習の場の充実を推進します。
	個別目標		人権尊重、平和・環境に関する教育を推進します。
			地域と連携し安心して学べる環境を整備します。
			食育の推進に取り組みます。
			給食食材等の安全確保に取り組みます。
	重点目標 6 - 2		一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。
	個別目標		青少年の健全育成、地域との関わりを推進します。
			子ども達の実態に応じた教育の取組に努めます。
			生活体験や自然体験等の学習活動への取組を推進します。
			教育の多様性に応じることができる通学区域の弾力化を進めます。
	重点目標 6 - 3		生涯にわたっての健康な生活づくりを目指します。
	個別目標		スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
			総合型地域スポーツクラブを育成支援します。
			各関連部署との連携による市民の健康づくりを推進します。
	重点目標 6 - 4		だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。
	個別目標		市民ニーズに対応した生涯学習事業を推進します。
			学校施設の開放を推進します。
			教育施設の計画的な整備に取り組みます。
			市民の学習・コミュニティ活動を育成・支援する公民館・図書館の役割機能を拡充するため、社会教育を推進します。
	重点目標 6 - 5		歴史遺産を保存・継承し、有効活用を進め「歴史のまち」を創造します。
	個別目標		歴史遺産の価値を明らかにするための調査・研究を推進します。
			歴史遺産の適切な保管と保存・整備を推進します。
			歴史遺産に関わる学習・交流・発信のための活用を推進します。
	重点目標 6 - 6		効率効果的な教育行政運営を図ります。
	個別目標		各行政部門と連携を強化し、効率効果的な教育行政運営を行います。
			教育行政の充実を目指し、民間活力の導入に取り組むとともに、事務事業の見直しを図ります。
			使用料金の適正化に取り組みます。
			近隣市と連携し、市民サービスの向上を図り行政の効率化に取り組みます。

● ● 2-1 文化・芸術 ● ● ● ● ●

国分寺らしい文化を大切に、あわせて地域の国際交流を進め、新しい文化の創造を目指します。



基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
2-1 市民が芸術に親しみ、文化の香り漂う上質なまちづくりを進めます。 説明 歴史文化・芸術文化・環境文化・社会文化が、広く市民生活の中に浸透することで、市民の文化に関する関心をより高めることを目指します。	新しい文化の創造など、文化施策を積極的に推進します。
2-2 在住する外国人との交流の中で、市民が国際理解を深め、だれもが快適に暮らせるまちをつくれます。 説明 外国人との交流を行い、見聞を深め国際感覚を養う環境作りを目指すとともに、在住外国人が地域の中で安心して暮らせる住みやすいまちを目指します。	在住する外国人の参加を得て、地域交流を進めます。 在住する外国人が、安心して暮らせる環境をつくれます。 市民の国際交流を支援します。

2-1 文化・芸術

重点目標	2-1
市民生活部	市民が芸術に親しみ、文化の香り漂う上質なまちづくりを進めます。

個別目標	新しい文化の創造など、文化施策を積極的に推進します。
-------------	----------------------------

目標設定の背景・理由
国分寺市は、鉄道が行き交う交通の要衝であることから、人の交流が盛んであり、若い世代の定着率も高く、また、豊かな自然環境にも恵まれた住宅都市です。このように地理的に多様な文化活動に接する機会も多いことから、市民の文化活動は、市民活動団体の中でも、最も組織数が多いなどの特徴を持っています。この良好な文化環境は、国分寺市の特徴として、文化政策を推進する上で、とても重要な要素となっています。 そこで、国分寺市では、恵まれた文化環境を生かし、市の文化振興をより推進するために、平成16年3月に策定された「国分寺市文化振興計画」に基づき、様々な施策・事業等を実施しています。 この計画期間は10年のため、現計画を進めながら次期計画の策定に向けての検討が必要です。

個別目標が達成された状態
子どもたちに歴史を継承するまち（歴史文化）が形成されている。
良識ある市民が暮らすまち（社会文化）が形成されている。
身近な芸術にふれあえるまち（芸術文化）が形成されている。
市民版行動計画が実行されている。
自然を育む憩いのあるまち（環境文化）が形成されている。
文化活動に関する情報発信が積極的に行われている。
老朽化した文化施設がリニューアルされ、利用しやすくなっている。

施策の方向
市民力を活かして芸術の鑑賞等の機会を充実させる。また、芸術文化に関する人材育成を進める。
自然環境の保全に配慮し建築物との共生を目指す。
文化芸術活動の振興を図るとともに、文化団体への支援や施設の整備を進める。
文化振興市民会議が中心に進める市民版行動計画の実現に向け積極的に支援を行う。
老朽化した文化施設の施設改修等を計画的に行う。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	自然環境

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
新しい文化の創造により生まれた事業	件	2	6	8	日本のこころ音楽祭・ジャズフェスティバル等
歴史文化に示された施策・事業実施数	件	9	19	23	全23事業
芸術文化に示された施策・事業実施数	件	6	10	15	全15事業
環境文化に示された施策・事業実施数	件	26	26	30	全30事業
社会文化に示された施策・事業実施数	件	50	48	61	全61事業
施設予約システムの導入	件	0	0	2	いずみホール、Lホールへの導入

2-1 文化・芸術

重点目標	2-2	在住する外国人との交流の中で，市民が国際理解を深め，だれもが快適に暮らせるまちをつくれます。
市民生活部		
個別目標		在住する外国人の参加を得て，地域交流を進めます。

目標設定の背景・理由

東京都の外国人登録者数は，年々増加しており，平成23年5月1日現在，約41万人に達しています。就労や留学など様々な目的を持って来日する外国人の中で，一定年数日本に在留し，永住許可を取得する外国人が増加しています。一方，国分寺市の外国人登録者数は1,749人（平成23年5月1日現在）で，全市民の1.5%を占めています。5年前の1,713人（平成19年5月1日現在）と比較し，微増していますがほぼ横ばいの状況です。外国人市民が地域で快適に暮らすためには地域の様々な情報が必要になります。また日本人市民も国際理解を深める必要があります。外国人市民が地域社会の中で様々な活動に参加し，住民同士で理解を深めることが必要不可欠です。

個別目標が達成された状態

地域のさまざまな活動により多くの外国人が参加し，外国人の力が生かされている。

行政の施策策定の際に外国人市民の意見も取り入れられている。

在住する外国人が地域の中で快適に暮らすことができている。

施策の方向

地域の活動に外国人市民がかかわれるような環境をつくる。

外国人市民の声を市政に反映させる仕組みをつくる。

市民活動団体等への支援・連携等を図り，地域力や市民力を活かして在住外国人が地域で快適に暮らせる環境をつくる。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
外国人市民		
市民		

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
地域国際交流の場への参加外国人人数	人	95	127	150	参加のべ人数（年）
外国人市民の意見を聴くための機会の充実	回		0	2	会議等開催回数

2-1 文化・芸術

重点目標	2-2	在住する外国人との交流の中で、市民が国際理解を深め、だれもが快適に暮らせるまちをつくります。
市民生活部		
個別目標		在住する外国人が、安心して暮らせる環境をつくります。

目標設定の背景・理由

国分寺市の外国人登録者数は1,749人（平成23年5月1日現在）となり、その割合は全市民の約1.5%を占めています。国籍も約50か国と多岐にわたり、さまざまな言語や文化的な背景をもった人々が暮らしています。外国人市民に必要な情報が周知され、安心して暮らせる環境を作ることが大切です。外国人支援や国際交流を総合的に推進する場の確保が必要となります。また外国人を親に持つ子どもへの対応が求められます。

個別目標が達成された状態

外国人市民が日常生活を送る上で必要な情報を得られている。

外国人市民に必要な災害緊急情報を得るための環境が整っている。

外国人市民が言葉の障壁を越え、教育を受けたり、日常生活を円滑に送っている。

外国人市民が抱える問題を速やかに解決できている。

施策の方向

生活・行政・災害緊急情報や書類の多言語化・市役所の総合案内を充実する。

外国人を親に持つ児童や外国人市民への日本語教育を充実する。

外国人市民などのための相談事業を積極的に進める。

外国人支援・国際交流の拠点設置を検討する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
外国人市民	教育・学習	
市民		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
多言語によるくらしのガイドや生活情報紙などの提供	冊	約4,000	3,008	6,000	配付数（年）
日本語講座	人	約2,450	2,595	3,700	講座の参加者のべ数（年）
外国人相談窓口	件	216	603	700	相談件数（年）

2-1 文化・芸術

重点目標	2-2	在住する外国人との交流の中で，市民が国際理解を深め，だれもが快適に暮らせるまちをつくれます。
市民生活部		
個別目標		市民の国際交流を支援します。

目標設定の背景・理由
外国人市民と市民が共に協調して暮らしていける住みよい地域を築くために、市民の国際理解を促進していくことが大きな課題となっています。異なる文化や生活習慣を理解し、お互いを尊重しあいながら共に生きていくことができるような社会をつくることが重要です。国際姉妹都市であるマリオン市との交流については、市民主体の交流を基調としつつ、今後の姉妹都市の交流の在り方について検討します。また、多くの市民が国際姉妹都市との交流を体験できるような機会を提供します。

個別目標が達成された状態
異文化・生活習慣など多くの市民と外国人の相互理解が図られている。
多くの子どもたちに国際理解を深める機会が与えられている。
多くの市民が国際姉妹都市マリオン市との交流を体験できている。

施策の方向
成人向け国際理解講座を充実する。
学校における国際理解教育への支援を行う。
インターネット等を用いた、国際姉妹都市マリオン市との交流を推進する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	教育・学習	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
国際理解講座	人	146	105	300	講座の参加のべ人数(年)
国際理解教育	人	43	16	100	講師派遣のべ人数(年)
国際姉妹都市との国際交流実施校(インターネット等での交流を含む)	校	2	2	6	市内中学校および国分寺高校

用語解説	
姉妹都市	…… 特別な親善関係を持つことを目的とする都市間の結びつきをいう。その目的は教育・文化・経済交流など様々であり、国分寺市は国外ではオーストラリアマリオン市と、国内では新潟県佐渡市と姉妹都市提携を結んでいる。

2-2 教育・学習

平和を愛し、人間を尊重し、自然や文化を大切にする心豊かな人を育てます。また、多くの市民が学習やまちづくりの活動に参加できるまちの実現を目指します。

基本目標を達成するために、以下の重点目標と個別目標を定めます。

重点目標	個別目標
6-1 人間を尊重し、平和の大切さを学び、安心して学べる学習の場の充実を推進します。 説 明 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、また平和や生命の尊さを学習する機会を設けます。また、児童・生徒の生命を守り、安全で安心して学校生活を送れるように、地域との連携を進めます。さらに、「食」を通して健全な心と体を培い、豊かな人間性を育むため、食育の推進を図ります。	人権尊重、平和・環境に関する教育を推進します。
	地域と連携し安心して学べる環境を整備します。
	食育の推進に取り組みます。
	給食食材等の安全確保に取り組みます。
6-2 一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。 説 明 青少年の健全育成を進めるため、地域の教育力の活用を進めます。また、特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように努めます。さらに、個々に応じた教育や学習意欲を高める指導法の工夫、選択教科の充実等多様な教育や多彩な体験の取り組みを推進します。これらの個々のニーズに応じた教育のための通学区域の弾力化を進めます。	青少年の健全育成、地域との関わりを推進します。
	子ども達の実態に応じた教育の取組に努めます。
	生活体験や自然体験等の学習活動への取組を推進します。
	教育の多様性に応じることができる通学区域の弾力化を進めます。
6-3 生涯にわたっての健康な生活づくりを目指します。 説 明 青少年の健全育成、障害者や高齢者をはじめとする各年代に応じた健康づくり実現のため、いつでもどこでも「スポーツ」に親しむことができる生涯スポーツの普及に向け、市民スポーツ活動の環境整備や充実を図ります。また、疾病予防や介護予防の観点から、各地域で心と体の総合的な健康づくりを推進し、事業を展開します。	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
	総合型地域スポーツクラブを育成支援します。
	各関連部署との連携による市民の健康づくりを推進します。

次ページに続く

重点目標	個別目標
6-4 だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。 説 明 市民一人ひとりが自由に学習機会を選択して学ぶことにより、市民各層の多様な学習要求に応える社会を実現します。そのために市民力の相互提供や活用を進めます。また、老朽化した教育施設の計画的な環境整備を進め、だれもが使いやすい施設を提供するとともに、市民の学習・コミュニティ活動を育成、支援するために社会教育を推進します。	市民ニーズに対応した生涯学習事業を推進します。 学校施設の開放を推進します。 教育施設の計画的な整備に取り組みます。 市民の学習・コミュニティ活動を育成・支援する公民館・図書館の役割機能を拡充するため、社会教育を推進します。
6-5 歴史遺産を保存・継承し、有効活用を進め「歴史のまち」を創造します。 説 明 国指定史跡武蔵国分寺跡をはじめとする重要な文化財を保存・保管し、未来へ継承します。また、有効活用を進めて、市民の学習・交流を深め、発信を行って「歴史のまち」を創造します。そのために多種多様な文化財の歴史的価値を解明するため総合的な調査、研究を進めます。	歴史遺産の価値を明らかにするための調査・研究を推進します。 歴史遺産の適切な保管と保存・整備を推進します。 歴史遺産に関わる学習・交流・発信のための活用を推進します。
6-6 効率効果的な教育行政運営を図ります。 説 明 教育行政のあり方を大切にしながら各行政部門と連携し、効率効果的な行政運営の実現を図ります。また、教育施設の管理運営のあり方の再構築や受益者負担の適正な運用を進めます。また、市民サービスの向上を図るため広域行政を推進します。	各行政部門と連携を強化し、効率効果的な教育行政運営を行います。 教育行政の充実を目指し、民間活力の導入に取り組むとともに、事務事業の見直しを図ります。 使用料金の適正化に取り組みます。 近隣市と連携し、市民サービスの向上を図り行政の効率化に取り組みます。

2-2 教育・学習

重点目標	6-1
教育部	人間を尊重し、平和の大切さを学び、安心して学べる学習の場の充実を推進します。

個別目標	人権尊重、平和・環境に関する教育を推進します。
-------------	-------------------------

目標設定の背景・理由
人権を尊重することや生命の尊さを学ぶことは、あらゆる偏見や差別をなくすためにとても重要なことです。また、人間性豊かに成長することを願って、平和や環境の尊さについて学習する機会を設けたり、思いやりのある心豊かな子ども達を育成するために、道徳教育の充実を図る必要があります。また、東日本大震災を受け、安全指導の更なる充実をより一層図る必要があります。また、幼稚園教育の振興を図るため、助成措置を充実し保育にかかる保護者の負担を軽減し、幼児教育の充実を図る必要があります。また、経済的理由により、高等学校での就学が困難な生徒に対しても、奨学資金を助成し教育の機会均等を図る必要があります。

個別目標が達成された状態
思いやりの心がはぐくまれ偏見や差別がなくなっている。
放射線についての適切な指導がされ、児童・生徒の放射線についての理解が深まっている。
経済的な理由にかかわらず教育の機会均等が図られている。
家庭・地域ぐるみで幼児期の人格形成が行われている。

施策の方向
人権・平和・環境教育の充実を図る。
保護者負担の軽減を図り、安心して学べる機会を提供する。
就学前教育の充実を図る。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	人権・男女平等	環境教育・学習
保護者	児童福祉	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
人権教育推進指定校数	校	2	2	8	人権教育推進委員会において人権教育推進校を指定し、人権教育を推進する。
公民館等における人権・平和に関する講演会等	館	2	3	5	公民館等で人権・平和教育に関する講演会等を開催する。
小・中学校における放射線についての学習指導の実施	校	—	0	15	放射線についての適切な指導を行う必要がある。
保護者負担割合（移動教室・修学旅行）	%	移動教室 (小) 66.0 移動教室 (中) 70.9 修学旅行88.7	移動教室 (小) 67.8 (中) 70.7 修学旅行89.0	負担割合 5 ポイント軽減	業者選定、実施内容、費用、補助金額について見直しを行い、保護者の負担割合を軽減する。

2-2 教育・学習

重点目標	6-1	人間を尊重し、平和の大切さを学び、安心して学べる学習の場の充実を推進します。
教育部		

個別目標	地域と連携し安心して学べる環境を整備します。
-------------	------------------------

目標設定の背景・理由

児童・生徒を取り巻く環境は近年悪化しており、学校における安全対策が強く望まれています。児童・生徒の生命を守るために、地域との連携を強化し、安心して学校生活が送れるような防犯対策の推進を図ることが重要です。さらに、教育を支える環境条件についても、災害に強い学校を目指し、平成20年度で全ての校舎・体育館の耐震化が完了しております。今後、更なる安全性の確保や快適な学習環境を提供するため小中学校普通教室へのエアコン設置を行う必要があります。また、開かれた学校づくりを推進するためには、学校と家庭、地域社会との連携や協力は欠かせません。地域の人材を活用したり家庭・地域の教育力の向上を進めることにより、学校教育の充実を図っていく必要があります。

個別目標が達成された状態

児童・生徒がより一層健康で安全に生活できている。

教育環境の整備が整い、充実した教育が行われている。

開かれた学校づくりが促進されている。

施策の方向

学校と地域等が連携し、また安心して学校生活が送れるように児童・生徒の安全を確保する。

児童・生徒が良好な環境のもとで学習できるような、環境条件の充実を図る。

外部人材の活用を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	参加と協働	防災・危機管理

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
全小中学校普通教室へのエアコン設置	校	0	0	15	快適な学習環境を提供するため小中学校普通教室へエアコンを設置する。
学校安全連絡会の開催	回	1	1	3	学校間での安全に関する連絡会の回数の増を図る。
子ども110番の家の設置	軒	990	1,161	1,200	子ども110番の趣旨の周知を行い、協力世帯数の増を図る。
学校（学生）ボランティア登録数	人	171	528	600	更なる登録募集を行い、登録者数の増を図り、活用方法も改善を講じる。
コミュニティ・スクールの設置	校	0	0	3	開かれた学校づくりを促進するため、コミュニティ・スクールを設置する。

用語解説

学校安全連絡会		各小学校において、PTA・自治会等で組織されている学校安全協議会等の情報交換を行うための連絡会議。
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）		市内の各小・中学校の学校運営協議会が、さらに一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、協議会の意見を運営に生かしてよりよい教育の実現を目指す学校。

2-2 教育・学習

重点目標	6-1	人間を尊重し，平和の大切さを学び，安心して学べる学習の場の充実を推進します。
教育部		

個別目標	食育の推進に取り組みます。
-------------	---------------

目標設定の背景・理由

食生活をめぐる環境の変化に伴い、平成17年7月、食育基本法が制定され、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することの大切さが求められています。食育推進基本計画では、学校における食育の推進として、学校給食の充実と「生きた教材」としての活用、地産地消の推進等が挙げられています。児童の心身の健全な発達を助け、正しい食事の習慣を身につけてもらうために、小学校においては自校直営方式による給食を実施しています。学校給食の栄養量・食品構成が生活習慣病予防のための基準に変更され、今後はより一層の給食の充実が求められています。施設面においては、給食設備の充実や安全衛生上からも好ましい給食室のドライシステム化を行う必要があります。また、平成19年から弁当併用外注方式による中学校給食を全校で実施しており、食育を推進するためにも中学校給食の充実が必要であります。

個別目標が達成された状態

栄養バランスのとれた豊かな食事が提供できている。

正しい食習慣が身に付き、好ましい人間関係が育成できている。

健康な心と体を作ることができている。

施策の方向

中学校給食導入後、更なる充実を図る。

食育の充実を図る。

給食室の整備、改修（備品の整備、ドライシステム化の導入）を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童、生徒	健康・医療体制	経済・雇用

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
栄養職員による食育指導	回	10	13	20	給食の「生きた教材」を基に朝食の重要な働き、地産地消の大切さ等の食指導の充実。
農業体験等の体験学習実施	校	2	3	5	農産物の生産課程に、直接触れることによる、食育の体験を行う。
給食室の整備、改修	校	1	1	3	衛生管理等のためにドライシステムの導入。

用語解説

食育		生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
ドライシステム		給食室の床面を乾いた状態で使用し、衛生管理面の向上や作業環境の改善を図るものである。

2-2 教育・学習

重点目標	6-1	人間を尊重し，平和の大切さを学び，安心して学べる学習の場の充実を推進します。
教育部		

個別目標	給食食材等の安全確保に取り組みます。
-------------	--------------------

目標設定の背景・理由

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴い、放射性物質による汚染等に関して、給食食材等の安全性の確保について保護者や市民の皆様から様々な意見が寄せられています。食材等に係る放射性物質の測定は、厚生労働省が示した「地方自治体における検査計画」に基づき、各都道府県において、出荷前にサンプル検査が実施され、食品衛生法に基づき、市場に流通しています。

市としては、児童・生徒が安心して学校生活が送れるよう努めること、また少しでも市民の不安を解消していく必要があります。

個別目標が達成された状態

児童・生徒に、より安全な給食を提供している。

施策の方向

給食食材等の放射性物質の測定をする。

給食食材等の放射性物質に関係する情報をホームページ等でお知らせする。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・生徒	児童福祉	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
給食食材等の放射性物質の測定	校	—	—	15	市で購入した放射性物質の測定器を使用し、定期的に給食食材等の検査を実施する。

2-2 教育・学習

重点目標	6-2	一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。
教育部		

個別目標		青少年の健全育成，地域との関わりを推進します。
------	---	-------------------------

目標設定の背景・理由

青少年を取り巻く状況は，様々な事件が繰り返されているように非常に不安定になっています。そのような環境から子どもたちを守り，一人ひとりの可能性を秘めた個性を大切にしながら，健やかな心と体を備えた青少年を育てていくこと，人の心の通い合う豊かな地域づくりのための橋渡し役を担う青少年を育てていくことは，大人たちの責務です。そのためには，個々の活動だけでなく，地域・学校・家庭・行政の連携と協力により地域全体で取り組まなければなりません。このような状況の中で，国分寺市における青少年育成の基本的な考え方や方向性をまとめ，関係機関や家庭へ提案していくことが必要です。また，平成19年9月より小学校10校で「放課後子どもプラン」を実施しております。今後，地域・学校・行政との連携による安全で安心な子どもの居場所づくり事業の更なる拡充が必要となります。

個別目標が達成された状態

青少年が自立し，人間として成長し地域の一員となっている。

青少年の健全育成行政が効果的に推進されている。

青少年や地域の大人たちが手を取り合い，豊かな地域づくりが実現している。

施策の方向

青少年リーダーの育成を支援する。

地域力の向上を推進する。

関係各課と連携してプレイステーション等子どもの居場所の在り方について検討する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
青少年	市民活動団体・コミュニティ	児童福祉
市民活動団体		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
青少年地域リーダー講習会修了者	人	4	6	30	基礎・応用両コース修了者。
地域会議の開催	回	8	16	14	公民館を拠点とし，地域の団体・公民館利用団体・関係機関との連携や協働事業の推進の他，「ここねっと」「地域のひろば」との分担や連携を図る。
プレイリーダー講習会修了者	人	42	42	60	子どもたちの健やかな成長を育むためのノウハウを身につけた大人のプレイリーダーの講習会を実施。
「放課後子どもプラン」の内容拡充	—	—	—	拡充	関係各課の連携を図り，「放課後子どもプラン」の内容を拡充する。

用語解説

放課後子どもプラン		各市町村において教育委員会が主導して，福祉部局と連携を図り，小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保し，総合的な放課後対策として事業を実施する。
プレイステーション		「冒険遊び場」とよばれ，木に登ったり，土を掘ったり，たき火をしたり，自然とふれあいながら遊ぶことができる施設。プレイリーダーとよばれる大人が常駐し，遊びの手助けや相談にのる。
ここねっと		社会福祉協議会が展開する「こくぶんじコミュニティネットワーク」の略称。地域福祉活動計画（ここねっとプラン）に基づき，小学校区を単位として，幅広い市民の参加による子どもの見守り活動・異世代交流事業・地域の交流事業など地域の事情に応じた様々な取組を実施。
地域のひろば		地域に関わる市民，事業者等，市の職員等が地域の生活課題を共有し，解決策を検討する場。小学校区を単位として開催し，職員によるプロジェクトチームが市民及び事業者等とともに企画，広報，運営を行う。

2-2 教育・学習

重点目標	6-2
教育部	一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。

個別目標	子ども達の実態に応じた教育の取組に努めます。
-------------	------------------------

目標設定の背景・理由
一人ひとりの個性を生かし、たくましく生きる力を持った子どもを育成するよう指導内容・方法の改善を行い、基礎的・基本的な学力の定着を図るため、少人数指導教育を充実し、推進していく必要があります。いじめや不登校対策については、引き続き適応指導教室での対応を行うとともに、教育相談機能の充実を図り、関係機関との連携強化を進めていく必要があります。また特別支援教育を一層推進するために、第2次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき、今後も諸施策を展開していく必要があります。

個別目標が達成された状態
少人数の特色を生かした教育を行っている。
不登校生徒・児童数が減少している。
学習能力を向上する事ができている。

施策の方向
少人数指導教育の充実を図る。
特別支援教育の充実を図る。
不登校生徒・児童への援助や教育相談の充実を図る。
教育関係機関の連携を図る。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
児童・生徒		

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
特別支援教室の開設	校	1	5	15	各小中学校に特別支援教室を開設。
通級指導学級の設置	校	2 (小1, 中1)	4 (小3, 中1)	6 (小5, 中1)	児童の交通利便等を考慮し、各地域の拠点に通級指導学級を設置。
不登校児童・生徒の出現率	%	0.87 (63人)	1.04 (78人)	0.75	適応指導教室（トライルーム）の指導の充実等による不登校数の減。
教育相談機能の充実	—	—	—	充実	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の連携による組織的な対応を強化し教育相談機能の充実を図る。

用語解説	
特別支援教室	・・・ 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する教室。
通級指導学級	・・・ 通常の学級に在籍し、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障害の状態の改善・克服に必要な特別の指導を通級指導学級で受ける教育形態。
スクールソーシャルワーカー	・・・ 教育分野に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術をもち、様々な課題の解決に向けて、保護者等へ働きかけて支援を行う者。

2-2 教育・学習

重点目標	6-2	一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。
教育部		

個別目標		生活体験や自然体験等の学習活動への取組を推進します。

目標設定の背景・理由

幼児期から青少年期は、これから子どもたちが自ら生きていく力の土台をつくり、また、生涯にわたる主体的な学習の基礎を培う重要な時期です。その大切な時期に「パソコン」や「テレビゲーム」等で、屋内で過ごす子どもたちの割合が高まっています。子どもたちを取り巻く状況は年々変化しており、学校・家庭・地域における生活の中で、子どもたちが多彩な体験をし、多くの人と関わりながら成長することができる環境の整備や充実が求められています。そのためには様々な体験学習の場の提供・充実を進めていく必要があります。

個別目標が達成された状態

多彩な体験を通じて元気な子ども達が育成されている。

施策の方向

子どもの読書活動を推進する。

体験活学習をとおして、多様な人々との関わりを推進する。

子どもの居場所の1つとしての学習空間の在り方について検討する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
子ども	環境教育・学習	文化・芸術
	高齢者・障害者・生活福祉	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
第2次子ども読書活動推進計画の策定	—	—	—	策定	子どもの読書活動を積極的に進めるため、環境整備のための推進計画を策定する。
中学校職場体験活動の実施	日	2～3	3	5	中学校1，2年生対象。
体験学習の推進	事業	3	4	5	科学センター・学童体験農園等の事業を実施。

用語解説

子ども読書活動推進計画 …… 「子ども読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）」に基づく、東京都読書活動推進基本計画を基本として、子どもの読書活動を積極的に進め、環境整備を推進するための計画。

2-2 教育・学習

重点目標	6-2	一人ひとりの個性を大切にする教育を充実します。
教育部		

個別目標	教育の多様性に応じることができる通学区域の弾力化を進めます。
-------------	--------------------------------

目標設定の背景・理由

平成28年度までの児童・生徒の推移予測はゆるやかな減少ではありますが、増加傾向にある地域も一部あります。今後の、学区の変更は学校と地域とのつながりや通学距離・安全性の面から、慎重に検討しなければならない問題です。現在、通学区域の弾力的な運用を行っていますが、今後は、特色のある学校づくりによる通学区域の弾力的な運用を行う必要があります。

個別目標が達成された状態

児童・生徒数に応じた教育が行われている。

個々のニーズに応じた教育が実現されている。

施策の方向

通学の安全性等を重点とした、通学区域の弾力化を行う。

児童数・生徒数に応じた適正な学校規模を検討するための委員会の設置を行う。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
個々のニーズに応じた教育実現のための通学区域の弾力化	区域	1	1	5	中学生への教育の多様性に応じた通学区域の弾力化。
定期的な通学区域の見直しの検討	弾力化区域	6	12	15	通学の安全性等を重点とした、小・中学校区域の一層の弾力化。
適正な学校規模検討委員会の設置	—	0	0	設置	今後の児童数・生徒数に応じた適正な学校の規模を検討する委員会の設置。

用語解説

通学区域の弾力化 …… 現行の学区制を維持しつつ、指定学校を変更できる基準を緩和すること。

2-2 教育・学習

重点目標	6-3	生涯にわたっての健康な生活づくりを目指します。
教育部		

個別目標	スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。
-------------	------------------------

目標設定の背景・理由

スポーツは、市民の生活を健康で豊かな潤いのあるものにするとともに、人間の身体的・精神的欲求に応えてくれる大切な文化です。スポーツ活動を行うことにより、個人の体育・知育・徳育の醸成はもとより、青少年の健全育成、障害者や高齢者の健康・生きがいづくり、家庭や地域におけるコミュニケーションづくり等、地域社会を明るく豊かにし活力をもたらすことが期待できます。スポーツ振興基本計画に基づき、市民のだれもがそれぞれの体力、年齢、技術及び目的に応じて生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるような事業を計画・実施し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図る必要があります。

個別目標が達成された状態

市民のだれもがそれぞれの体力、年齢、技術、目的に応じたスポーツに親んでいる。

成人の週1回以上のスポーツ実施率が2人に1人（50％）以上となっている。

市民が仲間とともに豊かで健康な生活をしている。

施策の方向

市民の健康づくりを充実する。

健康プログラムの提供を充実する。

スポーツ振興基本計画の見直しを行う。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	高齢者・障害者・生活福祉	健康・医療体制

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
成人の週1回以上のスポーツ実施率	%	37.2	49.3	60	現状値は、2009年スポーツ・健康づくりに関する調査。（市民対象）
健康づくり教室の開催	回	1	1	3	高齢者の健康づくり。

2-2 教育・学習

重点目標	6-3	生涯にわたっての健康な生活づくりを目指します。
教育部		

個別目標	総合型地域スポーツクラブを育成支援します。
-------------	-----------------------

目標設定の背景・理由

「生涯スポーツ社会の実現」に向けた地域におけるスポーツ振興の推進を図るため、「いつでも」「だれでも」「いつまでも」スポーツがしたい時に気軽にスポーツができる「場所」が求められます。スポーツ活動が日常的に、継続的に多くの市民の生活の一部として定着できるような、地域スポーツ振興のための基礎づくりが重要です。地域が自主的にスポーツと関わり、自らが運営していく「総合型地域スポーツクラブ」を市民との協働で立ち上げる必要があります。子どもから高齢者までの様々なスポーツを愛好する人々が気軽に参加できる複数の種目が用意され、また、活動拠点となるクラブハウスもある「総合型地域スポーツクラブ」を育成し、支援する必要があります。

個別目標が達成された状態

地域住民が主体となった総合型地域スポーツクラブが設立されている。

スポーツが市民の生活の一部として定着している。

施策の方向

総合型地域スポーツクラブ育成を支援する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	市民活動団体・コミュニティ	参加と協働

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
総合型地域スポーツクラブの 設立	団体	0	0	1	平成24年度(2012年)までに市民との協働で設立。

用語解説

総合型地域スポーツクラブ …… 地域が主体となり、市民の誰もがスポーツ活動と交流が行えるような、地域の特性や要望に応じたスポーツ環境の整備やスポーツ活動の育成を行うスポーツクラブ。

2-2 教育・学習

重点目標	6-3
教育部	生涯にわたっての健康な生活づくりを目指します。

個別目標	各関連部署との連携による市民の健康づくりを推進します。
-------------	-----------------------------

目標設定の背景・理由
楽しくいきいきと生活するためには、心身の健康が大切です。この健康な暮らしづくりのために、生活習慣病などの疾病や要介護を予防することが強く求められています。この課題を解決するためには、正しい知識に基づく食生活を心がけるとともに、心身をリフレッシュさせ、健康維持を図るためのスポーツを日常生活に取り入れることが大切です。そのため、健康づくりに関係する部署が連携を図り、食育に関する講習会の開催、気軽に行えるスポーツ普及への取組や定期的な健康体力診断など、総合的な健康づくりプログラムを地域で展開していく必要があります。

個別目標が達成された状態
正しい食生活が身に付いている。
生活の中にスポーツを取り入れている。
各地域での総合的な健康づくりプログラムが実践されている。

施策の方向
手軽にできる運動と正しい食事の取り方等の講習会を充実する。
疾病予防のための事業を推進する。
関連部署と連携を取った健康づくりを推進する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	高齢者・障害者・生活福祉	健康・医療体制

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
60歳からの健康づくり教室	回	1	1	3	高齢者の健康体力づくり・診断の機会の提供。
スポーツと食に関する講習会	回	0	0	6	健康づくりの3大要素（栄養・休養・運動）に関する正しい知識を提供する講習会の実施。
地域への総合的な健康づくりプログラムの提供	回	0	0	3	関連部署と連携を取った総合的な健康づくりプログラムの提供。

用語解説	
生活習慣病	…… 食べ過ぎや偏食、運動不足、ストレス、喫煙など、よくない生活習慣を長期間続けることでかかる病気の総称。

2-2 教育・学習

重点目標	6-4	だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。
教育部		

個別目標	市民ニーズに対応した生涯学習事業を推進します。
-------------	--------------------------------

目標設定の背景・理由
潤いのある心豊かな生活を求める意識の高まりから、自己実現のために努力をする市民が増え続けています。そのような状況の中で豊かな生活の実現のために、子どもから高齢者までの市民学習に対する多様なニーズへの対応が求められています。そのため生涯学習推進計画の進行管理を行い計画推進することや、市民一人ひとりがいつでも学び、活動したい時に活用できるよう、各種施設の開館日・時間延長、情報のネットワーク化、身近な学習施設の間としての生涯学習関連施設・設備のバリアフリー化などの整備が必要となります。また、高い知識や技術を習得した市民が、地域づくりのために自ら習得した知識を活用できるような仕組みも求められています。

個別目標が達成された状態
一人ひとりが学ぶことの楽しさを享受している。
生活の満足度が高まっている。
市民の学習要求が満たされている。
施設利用の利便性が向上している。

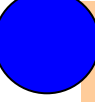
施策の方向
教育施設を充実する。
電子申込を推進する。
開館日・開館時間の拡大に向け推進する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	文化・芸術	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
施設予約システムの導入	館	0	0	1	スポーツ施設のインターネットによる施設予約。
施設のバリアフリー化	施設	14	14	20	年齢・障害の有無に関わらずだれでも使える施設。
図書館電算システムの更なる拡充	館	—	0	5	ＩＣタグを活用した蔵書管理や自動貸出機等システムの推進。
図書館の開館日・開館時間の拡大	館	1	1	5	図書館の夜間開館拡大。

2-2 教育・学習

重点目標	6-4	だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。
教育部		

個別目標		学校施設の開放を推進します。
-------------	---	----------------

目標設定の背景・理由

小・中学校は地域にある身近な公共施設です。これらの学校施設の有効活用を行うことが求められています。気軽に学習・スポーツやレクリエーションができる地域の生涯学習・地域づくりの場として、積極的に学校施設の開放を進める必要があります。学校施設開放のさらなる充実を促進するためには、学校体育施設（校庭・体育館・プール）の開放に加え、特別教室（図書室等）等の文化的施設の開放も進め、地域との連携が深められるような開放を推進していく必要があります。

個別目標が達成された状態

地域での生涯学習の場として気軽にスポーツやレクリエーション活動が行われている。

地域の文化的な活動が活性化している。

地域との連携を深めた事業が行われている。

施策の方向

地域の生涯学習の場として、学校施設の開放を推進する。

学校施設を利用した事業を充実する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
学校施設開放利用件数	件	約9,000	8,695	10,000	平成22年度 事務報告書より。
学校図書室の開放	校	0	0	2	学校の図書室の地域への開放。

2-2 教育・学習

重点目標	6-4	だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。
教育部		

個別目標	教育施設の計画的な整備に取り組みます。
-------------	---------------------

目標設定の背景・理由

子ども達の教育環境の向上や災害に強い学校施設づくりが求められています。老朽化の進んでいる校舎や施設・設備を計画的に改善し、子ども達や地域の人々が安心して生活できるような環境整備を進めることが重要になります。また、社会教育施設においても老朽化が進む中で、だれもが使いやすい施設を目指した改修や整備が必要です。このようなことから、学校及び教育施設の整備方針を決定し、計画的な整備に取り組む必要があります。

個別目標が達成された状態

安全で快適な環境の中で子ども達が学んでいる。

だれもが使いやすい施設で、学習要求の多様化・高度化に対応している。

スポーツ・レクリエーションを通じて健康で豊かな生活が送られている。

施策の方向

教育施設の整備・改修を推進する。

新たな教育施設の設置を推進する。

教育施設全体の整備計画を策定する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	防災・危機管理	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
恋ヶ窪公民館・図書館の移転改築	館	0	0	移転改築	市庁舎・清掃施設等の建替えの際に併せて実現を目指す。
大規模改修を含む公民館・図書館・体育施設の計画的整備	館	0	0	7	耐震改修工事は全館終了しており、残りの外壁改修・屋上防水・空調・音響・照明機器・エレベーターのリニューアル他について順次行っていく。

2-2 教育・学習

重点目標	6-4
教育部	だれもがいつでも学べる生涯学習の充実を図ります。

個別目標	市民の学習・コミュニティ活動を育成・支援する公民館・図書館の役割機能を拡充するため、社会教育を推進します。
-------------	---

目標設定の背景・理由

「だれでもいつでも」学ぶことができる環境の充実と多様な市民の学習要求に応えることが求められています。とりわけ母親と子どもがともに成長する保育室活動や、知的障害をもつ人たちが市民として生きる力をはぐくむ教室の運営に対応する各種事業に社会教育施設として積極的な取組が求められています。このように、地域との連携を深める社会教育を推進するために、公民館のあり方検討を行なうこと、公民館運営審議会の充実した審議が望まれます。また、図書館に対する市民要望に応えるため資料の充実に取り組む必要があります。

個別目標が達成された状態

生涯学習の推進により、市民一人ひとりの学習活動を支援し、市民要求に応えている。

地域の課題に沿った学習活動が充実している。

図書館資料が充実し、市民の多様な学習に応えている。

公民館運営審議会による活発な審議や提案がされている。

施策の方向

社会教育を充実する。

公民館活動を推進すること及び、そのために「公民館のあり方」の検討を行う。

図書館活動を推進する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	市民活動団体・コミュニティ	児童福祉
	高齢者・障害者・生活福祉	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
公民館運営審議会の充実	館	5	5	充実	審議の充実を図る。
高齢化・少子化に対応する事業実施	館	5	5	充実	公民館主催のシニア対象事業や保育室活動を充実させる。
知的障害者対象事業の実施	館	2	2	3	知的障害者が地域で暮らすための学習活動や仲間作りを中心にした活動を充実させる。
図書館資料の充実	冊	565,000	602,000	充実	蔵書は収容能力を超えているが、市民の多様な学習要求にこたえるため、冊数だけではなく新鮮で有効な資料の充実・刷新を進める。

2-2 教育・学習

重点目標	6-5	歴史遺産を保存・継承し，有効活用を進め「歴史のまち」を創造します。
教育部		

個別目標	歴史遺産の価値を明らかにするための調査・研究を推進します。
-------------	--------------------------------------

目標設定の背景・理由

市内には、悠久の歴史を伝える旧石器・縄文時代の遺跡や、古代の武蔵国分寺や東山道武蔵路、中世の鎌倉街道などに関わる歴史遺産が多数残されています。また、近年の国分寺市史編さん事業により、江戸時代の新田開発や明治時代以降の近代化のなかで、先人が今日の暮らしの礎を築き、地域文化の発展をもたらしてきた様子を示す有形無形の郷土資料が数多く収集され、残されています。さらには、不要となった行政資料の中には、現代史の貴重な資料も混在しています。

これらを、都市化の波などから守り、後世に伝えていくためには、まず、保護すべき文化財の所在や概要を把握する基礎調査を今後も継続する必要があります。次に指定等の保護の措置を的確に行っていくために、それらの価値を明らかにする調査・研究を進めていく必要があります。とりわけ、国指定史跡武蔵国分寺跡については、諸国分寺を代表する歴史資料として、その全容を解明するための学術調査・研究を継続するとともに、開発によって失われていく埋蔵文化財などの記録を残す調査を進めていく必要があります。

このような多様な歴史遺産の保護施策を的確に行うためには、市民の理解と協力を得て、継続して体系的に調査・研究を推進していくことが求められています。

個別目標が達成された状態

市内に所在する保護すべき文化財について、その所在及び概要が網羅的に把握され、目録に搭載されている。

開発に伴う緊急調査により失われていく埋蔵文化財の記録化が的確に行われている。

市内に所在する保護すべき文化財について、その価値が明らかにされている。

史跡武蔵国分寺跡の全体像が究明されてる。

施策の方向

文化財の目録作成事業を導入する。	史跡武蔵国分寺跡の調査事業を継続する。
各種文化財調査事業を継続する。	埋蔵文化財調査事業を継続する。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
文化財目録の作成	式	0	0	1	文化財の保護を「指定文化財」に止まらず広く行うために文化財目録を作成。登録文化財件数の増加を目指す。
史跡武蔵国分寺跡の発掘調査面積	m ²	163,007	165,894.5	168,453	国指定史跡武蔵国分寺跡の保護及び全体像を究明するための調査。
埋蔵文化財調査報告刊行冊数	冊	65	73	88	国指定史跡を含む発掘調査の成果を刊行する。

用語解説

文化財目録		教育委員会の調査に基づき市の区域に所在する文化財を登録する台帳。目録に登録したものの中から、指定候補を検討していくことにより、的確な保護の措置を促進する。
緊急調査		周知の遺跡内において、土木工事が行われることにより、埋蔵されている文化財の現地保存が出来ない場合、発掘調査によって記録保存を図ること。
埋蔵文化財		土地に埋蔵されている文化財をいう（文化財保護法第92条）。住居跡、寺院跡等の遺構や土器、瓦、石器等の遺物のこと。

2-2 教育・学習

重点目標	6-5
教育部	歴史遺産を保存・継承し，有効活用を進め「歴史のまち」を創造します。

個別目標	歴史遺産の適切な保管と保存・整備を推進します。
-------------	-------------------------

目標設定の背景・理由
市内に残されている歴史遺産は，わが国の歴史や文化を正しく理解するために欠くことが出来ないものであるとともに，市にとっても大切なものです。これらを後世に伝え残すために，都市化の波や災害，経年変化による劣化等による被害から守っていかねばなりません。そのためには，市民や所有者等の理解と協力のもと，国・東京都と連携して，新たな指定等の保護措置を的確に講じていくことが求められています。 とりわけ市名のもととなった史跡武蔵国分寺跡について，保存管理計画や整備計画に基づき，史跡指定地の公有化を推進するとともに，憩いの場あるいは歴史学習の場として，多くの市民が末長く親しみ活用できる歴史公園に整備する必要があります。この史跡整備とあわせて（仮称）郷土博物館を建設し，歴史遺産の適切な保管と保存を図る必要があります。 また，都指定名勝真姿の池湧水群について，保存管理計画に基づき，史跡武蔵国分寺跡の整備と一体化した名勝地にふさわしい歴史的環境整備を行い，本来の姿を保ったうえで，多くの方々に親しんでいただくことが求められています。

個別目標が達成された状態
市内所在文化財の保護措置を講じるために文化財指定が的確に行われている。
都名勝真姿の池湧水群の整備が完了し，保存活用を実施している。
史跡武蔵国分寺跡指定区域の公有化が進んでいる。
史跡武蔵国分寺跡指定区域の歴史公園整備が進んでいる。

施策の方向
史跡武蔵国分寺跡の歴史公園整備事業を推進する。
史跡武蔵国分寺跡の公有化を推進する。
歴史的環境（都名勝真姿の池湧水群周辺）の保存活用を推進する。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	自然環境	

成果指標					
指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
史跡武蔵国分寺跡公有化面積	m ²	85,665	89,406.99	92,300	保存を図るために史跡指定地を公有化する。
史跡武蔵国分寺跡整備地区数	地区	2	4	5	史跡武蔵国分寺跡の整備に伴う事前遺構調査及び整備工事着手地区。
真姿の池湧水群の指定面積	m ²	7,447.18	7,447	19,190.97	真姿の池湧水群の保護策を講じるため，指定地を増やす。

用語解説	
歴史公園	国指定史跡武蔵国分寺跡とその周辺の史跡を保存するとともに，公園として公開することにより，市民の郷土愛の高揚及び市民文化の向上に寄与するために，設置する公園。
名勝	景観に優れていて人々に知られている場所で，芸術上又は鑑賞上価値の高いものをいう。人文名勝と自然名勝があり，殿ヶ谷戸庭園は人文名勝，真姿の池湧水群は自然名勝。

2-2 教育・学習

重点目標	6-5	歴史遺産を保存・継承し、有効活用を進め「歴史のまち」を創造します。
教育部		

個別目標	歴史遺産に関わる学習・交流・発信のための活用を推進します。
-------------	--------------------------------------

目標設定の背景・理由
豊富な地域資源である市内の歴史遺産は、さまざまな場面で有効に活用されることによって、市や日本の歴史と文化を正しく理解することができますし、市民ひいては国民の文化向上発展の基礎になります。とくに未来を担う子どもたちに、学校や地域で、ふれあいの場を拡充していく必要があります。また、文化財愛護ボランティアとして活動される市民を先頭に、歴史遺産との日常的なふれあいが活発化することで、歴史のまちの地域交流と活性化が図られます。 そこで、史跡武蔵国分寺跡や東山道武蔵路などとの一体的な活用を進め、史跡出土品や郷土資料等の展示学習や地域交流の場を拡充するとともに、市内外に歴史のまち国分寺の多様な情報を発信していくために、既存文化財施設とのネットワークのもと、その中核施設として構想されている（仮称）郷土博物館の整備を図っていくことが求められています。 また、史跡や文化財所在地、文化財施設周辺等においては、だれもが文化財とふれあえるように、案内標識（サイン）などや案内パンフレット、ガイドブック等の充実が求められています。

個別目標が達成された状態
暫定文化財施設が整備され、災害に強い恒久的な施設の（仮称）郷土博物館が開館するまで、史跡と一体的な利活用が行われている。
文化財の案内標識（サイン）などの整備が進み、文化財とふれあう来訪者が増えている。
文化財の拠点施設を利用して、ふれあい事業の実施や文化財愛護ボランティアが活動している。
文化財データベース等のシステムが整備され、市民が文化財情報を迅速に入手できるようになっている。
歴史公園や文化財拠点施設に多くの見学者・利用者が訪れ、交流が活性化している。
学校教育の中で文化財にふれる機会が増加し、市内の小中学校で武蔵国分寺について学んでいる。

施策の方向
（仮称）郷土博物館基本構想の具現化に向けて準備を進める。
文化財施設の整備を推進し、文化財を核とした地域の活性化を（観光資源としての活用）図る。
文化財ふれあい事業を推進するとともに、歴史遺産の活用として普及書刊行事業を充実する。
文化財愛護ボランティアの養成、活動を支援するとともに、学校教育との連携を推進する。
デジタル博物館（データベース等）の構築を進める。

施策の展開		
施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	自然環境	

成果指標					
指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
文化財施設の面積（敷地）	m ²	2235.08	4,501.00	6626.48	文化財の展示施設及び埋蔵文化財など調査活動を実施する施設の規模。
文化財普及書刊行冊数	冊	9	10	21	歴史遺産を市民が理解する手助けとなる普及書の刊行冊数。
ふれあい事業参加者数	人	3,108	4,488	4,000	文化財保護活動に参加する市民。
デジタル博物館（データベース等）の構築	—	0	0	1	文化財に関する詳細な資料を，市民が迅速に入手できるシステム。

用語解説		
文化財愛護ボランティア	・・・	教育委員会が養成し、活動を支援するもので、史跡発掘、史跡ガイドをはじめ、文化財調査・普及・管理等のさまざまな分野で市民が自主的に参加できるとした制度。
文化財データベース	・・・	市内所在の各種文化財に関する詳細な資料を集積したもの。インターネットなどを通じて一部公開する。
文化財拠点施設	・・・	文化財の収蔵・展示・活用、調査・研究のための中核施設で、(仮称)郷土博物館が構想されている。現在は、文化財保存館・文化財資料展示室・民俗資料室・遺跡調査会等に分散している。

2-2 教育・学習

重点目標	6-6	効率効果的な教育行政運営を図ります。
教育部		

個別目標	各行政部門と連携を強化し、効率効果的な教育行政運営を行います。
-------------	--

目標設定の背景・理由

従来、各行政部門にまたがるような広範囲にわたる事業においては、それぞれの課独自の考え方や方針で事業を実施している場合が多く、このような縦割り行政からの転換を図ることが求められています。特に、学習活動やまちづくり活動推進のためには、事業を総合的に展開し、各行政部門との連携を強化し、調整をし効率効果的な教育行政を行うことが求められています。また、学校事務職員・用務員・栄養士・給食調理員等においては、行政運営の改革、財政運営の健全化を目指し、非常勤職員化を進める必要があります。また、教育行政の充実を目指すために、より充実した公民館・図書館運営のあり方を検討しながら、職員の適正な配置を進めるなど効率効果的な運営を行う必要があります。

個別目標が達成された状態

教育委員会の各課・学校と各行政部門が連携を取った事務や事業を展開している。

非常勤職員化を進めるべき部署は非常勤職員化が進められている。

専門職員を配置すべき部署には専門職員が配置されている。

職員の適正な配置により、超過勤務を含む人件費が削減されている。

職務に必要な専門的な知識、及び行政全般に渡る広い知識を持つ職員が育成されており、それらの知識が業務に反映されている。

施策の方向

庁内の横断的な連携の実現を目指す。

職員配置の適正化に取り組む。

人材育成の推進を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
職員	効率的市政運営・人材育成	

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
学校事務職員の非常勤職員化	校	7	10	15	定年退職による非常勤職員化された学校数。
専門的な職員の育成（有資格者）	%	60	60	65	公民館・図書館・ふるさと文化財課の職員数（嘱託含む）に対する社会教育主事・図書司書・学芸員の有資格者の割合。

2-2 教育・学習

重点目標	6-6	効率効果的な教育行政運営を図ります。
教育部		

個別目標	教育行政の充実を目指し、民間活力の導入に取り組むとともに、事務事業の見直しを図ります。
-------------	---

目標設定の背景・理由

教育委員会の所管する教育施設の管理運営について、平成18年6月に決定した教育委員会の方針に沿い、平成20年4月より体育施設の指定管理者制度を導入しております。今後、他の施設についても市民活動団体等の活用を検討していきます。また、教育施設を運営していく中で、今まで培われた地域の力を活用することにより、事務の改善を図る必要があります。小学校給食調理業務については、今後具体的な実施計画に基づき、進めていく必要があります。

個別目標が達成された状態

指定管理者制度に適した施設への導入が行われている。

職員の適性な配置が行われ、効率の良い事務執行が行われている。

地域力を活用した事業が行われている。

施策の方向

適正効果的な民間活力の導入を目指す。

事務事業の見直しを図り、経費削減に努める。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民	効率的市政運営・人材育成	

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
教育施設の指定管理者制度導入検討	—	—	—	検討済	指定管理者制度を導入している施設の検証を行い、他施設も導入できるか検討する。
民間による一部業務委託の検討	施設	0	1	3	施設の管理・運営に関する業務委託の導入について検討を行う。
小学校給食運営の合理化	校	0	0	実施	定年退職等による給食調理員の非常勤職員化や民間委託への合理化を、実施計画に基づき実施する。
市民活動団体等の活用	施設	0	0	1	市民活動団体を活用した施設の管理・運営業務を行う。

用語解説

指定管理者制度 …… 地方自治法に基づき、都道府県又は市町村が公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めて条例の定めるところにより、当該公の施設の管理を行わせるために当該都道府県又は市町村が期間を定めて議会の議決を経て指定する法人その他の団体

2-2 教育・学習

重点目標	6-6	効率効果的な教育行政運営を図ります。
教育部		

個別目標		使用料金の適正化に取り組みます。

目標設定の背景・理由

公の施設の利用は受益に応じた負担を求めることができますが、施設の性格や利用の目的等を考慮して減免基準を適用しています。現在、公民館やスポーツ施設、小・中学校の開放施設（校庭・体育館）は広く市民の文化・スポーツ活動の場として利用されています。また、中学校では夜間照明設備を使用した夜間の校庭開放も行っております。今後は、「国分寺市使用料・手数料の適正化方針」に基づき、すべての教育施設において使用料金の適正化を検討していく必要があります。

個別目標が達成された状態

公平な施設利用の促進が図られている。

施設利用者の意識向上が図られている。

施設間の利用の統一性が取られている。

施策の方向

使用料金の適正化に取り組む。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標

指 標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
中学校夜間照明設備使用の有料化	校	0	0	5	市内中学校5校の夜間照明設備を使用した校庭開放の有料化。
教育施設の使用料の見直し	—	—	—	見直し済	体育施設・公民館・学校施設・教育センター及び歴史公園について、使用料見直しの検討を行う。

2-2 教育・学習

重点目標	6-6	効率効果的な教育行政運営を図ります。
教育部		

個別目標		近隣市と連携し、市民サービスの向上を図り行政の効率化に取り組みます。

目標設定の背景・理由

現在、市民の生活・活動範囲の広域化や、価値観の多様化により、行政へのニーズも多様化・高度化しています。この現状を受け、広域的な視点から他市と調整・連携し、行政を進めて行く必要があります。まず、市民の生活範囲の拡大に応え、また市の居住場所にかかわらず、できる限りサービスの均衡化を図るために、施設利用の広域化等を進める必要があります。また、行事の共同開催により、より大きな充実したイベントを、より多くの方々の参加により実施することができます。そして、各自治体で共通・重複する事務については、市民サービスの低下につながらないかを考慮しながら、広域行政を進めることにより、経費の節約に努める必要があります。

個別目標が達成された状態

近隣市の施設やサービスが利用できている。

近隣市と、行事等を共同開催し、より充実した事業の展開を図り、より多くのサービスを提供している。

施策の方向

相互利用の推進を図る。

施策の展開

施策の対象者	関連する施策の分野	
市民		

成果指標

指標	単位	初期値 (平成18年度)	現状値 (平成22年度)	目標値 (平成28年度)	指標の説明
他市との連携事業	回	2	2	4	近隣市と連携した事業を実施。
近隣市図書館との市民相互利用	市	2	2	3	近隣図書館との市民相互利用を現在の2市(国立・府中)から拡大する。